

令和5年 第8回定例会

道志村議会会議録

令和5年12月5日 開会

令和5年12月8日 閉会

道志村議会

令和5年第8回道志村議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第 1 号 (12月5日)

○議事日程	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
○職務のため議場に出席した者の職氏名	3
○開会の宣告	4
○村長挨拶	4
○開議の宣告	5
○議事日程の報告	5
○諸般の報告	5
○会議録署名議員の指名	8
○会期の決定	9
○一般質問	9
池谷銀重君	9
佐藤光栄君	16
佐藤徹君	24
佐藤進君	34
佐藤喜章君	43
杉本孝正君	54
○散会の宣告	60

第 2 号 (12月8日)

○議事日程	61
○出席議員	61
○欠席議員	61

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	6 1
○職務のため議場に出席した者の職氏名	6 2
○開議の宣告	6 3
○議事日程の報告	6 3
○議案第67号及び議案第68号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	6 3
○議案第69号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 4
○議案第70号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 6
○議案第71号から議案第76号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	6 7
○諮問第3号の上程、説明、採決	7 2
○同意第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 3
○閉会中の継続調査について	7 4
○村長挨拶	7 4
○閉議の宣告	7 6
○閉会の宣告	7 6
○署名議員	7 7

道志村告示第15号

令和5年第8回道志村議会定例会を次のとおり招集する。

令和5年11月27日

道志村長 長 田 富 也

記

- 1 期 日 令和5年12月5日（火）
- 2 場 所 水郷の郷やまゆりセンターふれあいホール

◎応招・不応招議員

応招議員（10名）

1番	佐藤光栄君	2番	山口章君
3番	池谷銀重君	4番	佐藤徹君
5番	佐藤喜章君	6番	白井勝光君
7番	杉本孝正君	8番	佐藤進君
9番	出羽和平君	10番	大田博文君

不応招議員（なし）

令和5年第8回道志村議会定例会

議事日程（第1号）

令和5年12月5日（火）午前10時開会

- 第 1 諸般の報告
 - 第 2 会議録署名議員の指名
 - 第 3 会期の決定
 - 第 4 一般質問
-

出席議員（10名）

1番	佐藤光栄君	2番	山口章君
3番	池谷銀重君	4番	佐藤徹君
5番	佐藤喜章君	6番	白井勝光君
7番	杉本孝正君	8番	佐藤進君
9番	出羽和平君	10番	大田博文君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	長田富也君	教育長	佐藤文泰君
総務課長	菅谷克士君	住民健康課長	山口かおり君
産業振興課長	山口俊一君	ふるさと振興課長	金子尚章君
教育課長	山口登美君		

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長 佐藤勇樹君

◎開会の宣告

○議長（出羽和平君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。

よって、令和5年第8回道志村議会定例会は成立しましたので、これより開会いたします。

（午前10時00分）

◎村長挨拶

○議長（出羽和平君） ここで、長田村長から招集の挨拶をお願いします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

〔村長 長田富也君 登壇〕

○村長（長田富也君） 令和5年第8回道志村議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、令和5年第8回道志村議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご多忙にもかかわらずご参集をいただき、ありがとうございます。また、厚くお礼申し上げます。

さて、このたび、村内の住民団体が進めております村議会の解散請求について、514人の署名簿が提出されたと報道されました。請求の理由について、直接請求における署名活動での縦覧制度の運用に関わる個人情報保護の徹底を求める請願が不採択になったことだと団体は主張しておりますが、そもそも署名簿の縦覧制度については、選挙人名簿に登録された者全てが自己の署名の有無を確認するほか、直接の利害関係がある者が意義申立てに際し必要な行為であり、法律でも定められております。当然、個人情報保護の観点からも配慮しなければならない点はあるものの、当然の権利が制限されることはあってはならないことだと考えております。

さらに団体は、村長とのなれ合いだと一部の議員の批判をしておりますが、私が就任から一貫して主張してきたトンネル建設を含む交通インフラの向上は、まさに住民の皆様の悲願であり、安心・安全な生活の向上に欠かせない事業と思っております。その事業推進に理解され、一丸となって取り組んでいただいている議員への批判は、理解できないものであります。その他の各種の施策においても、小さな村でありますので、常日頃からご意見、ご指導をいただきながら効果的に進めていることを考慮しても、なれ合いとの批判は適さないと考えております。

住民の皆さんにおいても、その点においても十分ご理解いただけるものと確信しておりますので、引き続き安心・安全な暮らしを守るための交通インフラの整備をはじめ、特色ある教育資源を生かしたグローバル人材の育成に向けた教育施策やお年寄りの皆様が生き生きと暮らすことのできる地域の創出のための医療・福祉の充実、また、新年度には、村ならではの子育て施策を創出し、若者が安心して暮らすことのできる環境を整えていく所存であります。

議員の皆様には、これからも引き続き、私の重点施策にご理解、ご協力をいただけるよう努めてまいりますので、改めてよろしくお願ひしたいと思ひます。

さて、本定例会に付議します案件は、令和5年度一般会計補正予算（第5回）のほか、5つの特別会計補正予算、道志村総合計画条例の一部を改正する条例、道志村特別会計条例の一部を改正する条例、現在着工している白井平配水池整備工事において、当初は予定していなかった掘削土砂の運搬が必要になったことに伴う工事請負契約の変更、11月の臨時議会でもご説明いただいた残土処理場における訴訟上の和解について、また、人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件、また、固定資産評価審査委員会委員の任命について意見を求めることについての12案件であります。

議案の詳細につきましては、議案審議で説明させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたしまして、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひします。

◎開議の宣告

○議長（出羽和平君） これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（出羽和平君） 本日の議事は、配付してあります日程表第1号のとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（出羽和平君） 日程第1、諸般の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第199条第9項の規定に基づき、令和5年8月、9月、10月分の例月出納検査結果についての報告が提出されております。その写しをお手元に配付しておきました。

次に、地方自治法第121条の規定に基づき、議長において、今定例会に村長及び教育長に対し、説明員の出席要求を行いました。

次に、令和5年第6回定例会において議決した各委員会の閉会中の継続調査の報告を求めます。

議会運営委員長、池谷銀重君。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 池谷銀重君。

〔議会運営委員長 池谷銀重君 登壇〕

○議会運営委員長（池谷銀重君） 議会運営委員会の閉会中の継続調査について報告させていただきます。

令和5年第6回定例会において、議会の運営に関する事項について、継続調査を要する旨を議長に申し出、9月22日の本会議において議決された件についての報告であります。

11月28日午後1時30分より、議会事務局室において委員会を招集し、委員4名と議長、議案説明のため総務課長、職務のため議会事務局長の出席がありました。

決定された事項は、次の3項目です。

1. 会期は本日より12月8日までの4日間とし、配付してある日程表のとおりとすること。
2. 一般質問の通告者は6名です。
3. 議会運営委員会の閉会中の継続調査を申し出ること。

以上で、議会運営委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

○議長（出羽和平君） 建設厚生常任委員長 佐藤徹君。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤徹君。

〔建設厚生常任委員長 佐藤 徹君 登壇〕

○建設厚生常任委員長（佐藤 徹君） 建設厚生常任委員会の閉会中の継続調査について報告させていただきます。

令和5年第6回定例会において、建設厚生常任委員会の調査について、継続調査を要する旨を議長に対し申し出、令和5年9月22日の本会議において決議された件についての報告であります。

令和5年10月4日午後1時30分より、建設厚生常任委員会を招集し、議会事務局室において、議員5名と議長、職務のため事務局長と説明のため産業課主任の出席があり、道志村若

者定住応援条例に係る補助金について説明を聞き、協議しました。

また、10月26日、午後3時、11月14日、午後1時30分より、議会事務局室において、議員5名と議長、職務のため事務局長と説明のため産業課長と担当者の出席があり、道志村若者定住応援条例に係る補助金について説明を聞き、協議して、要望書を提出することを決議しました。

これから要望書を報告します。

道志村長、長田富也殿。

若者定住応援補助金交付について要望。

道志村議会建設厚生常任委員会において、道志村若者定住応援補助金を道志村若者定住応援条例に基づき、補助金交付状況について調査したところ、幾つかの問題点があったので、補助金の返還と条例及び運用方法の改善を要望します。

1. 長又地区に在住していた若者定住応援補助金200万の補助金を交付した申請人について調査したところ、道志村若者定住応援条例第6条、要件(3)で、10年以上継続して村内に居住することと規定されているが、新築後数年で住居実態がなく、売家として看板が立てられて、売却されたと思われる。このことから、住宅の新築当時から現在までの居住実態、住宅の所有者の移動等の調査を行い、補助金交付者に、同条の第10条返還等により補助金の返還を求めること。

2. 東和出村地区在住の若者応援補助金200万円の補助金を交付した申請人について調査したところ、道志村若者定住応援条例第4条に定めてある定住を希望する若者等で、第3条(定住応援補助金)の既存住宅の取得に事業を行い、親が取得した住宅であるため、当該申請人には補助金を申請する権利はない。また、当該住宅の名義も母親から補助金申請人に変更する念書を受け、補助金を交付した事実は、条例に違反していると思えなく、しかも補助金申請人は、補助金交付から3年たった現在も名義を変更していません。このことから、補助金申請人が補助金交付者に、同条第10条の返還による補助金の返還を行うこと。

建設厚生常任委員会では、この2件について、補助金交付者に対し、若者定住応援条例第10条返還により、補助金の返還請求を求めること。

また、条例を改善し、村民を差別することなく、執行するように要望書を提出する。

令和5年11月27日。

道志村議会議長、出羽和平。道志村議会建設厚生常任委員会委員長、佐藤徹。

以上の要望書を提出しました。

また、建設厚生常任委員会では、今後も継続調査を要することと決定したので、所管事務の調査について、会議規則の規定により、議会中の継続調査を議長に申し出いたしました。

以上で、建設厚生常任委員会の閉会中の継続調査についての報告とさせていただきます。

○議長（出羽和平君） 広報常任委員長 杉本孝正君。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 杉本孝正君。

〔広報常任委員長 杉本孝正君 登壇〕

○広報常任委員長（杉本孝正君） 広報常任委員会の閉会中の継続調査について報告させていただきます。

令和5年第6回定例会において、所管事務の調査を要する旨を議長に対し申し出、9月22日の本会議において議決された件についての報告であります。

9月25日午前9時より、議会事務局室において、広報常任委員会を開催しました。議長及び議会事務局長、委員全員の出席があり、「どうし議会だより」第60号について、レイアウトや掲載する記事の内容について協議、編集を行い、完成することができ、10月4日、印刷が終了し、議員全員で全戸配布してもらいました。

11月28日午前10時より、議会事務局室において、議長、職務のため議会事務局長、委員全員にて、「どうし議会だより」第61号のレイアウトや掲載する記事の内容、日程について協議を行いました。

以上、広報常任委員会の閉会中の継続調査の活動内容ですので、報告とさせていただきます。

また、委員会後、閉会中の継続調査の申出につきましては、所管事務の調査について、今後も継続調査を要することと決定しましたので、会議規則の規定により、議長に申し出いたしました。

以上で、広報常任委員会の閉会中の継続調査の報告といたします。

○議長（出羽和平君） 以上で諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（出羽和平君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の規定により、第7番議員、杉本孝正君及び第8番議員、佐藤進君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（出羽和平君） 日程第3、会期の決定の件を議題とします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から8日までの4日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から8日までの4日間と決定いたしました。

◎一般質問

○議長（出羽和平君） 日程第4、一般質問を行います。

質問の通告者は6名です。

◇ 池 谷 銀 重 君

○議長（出羽和平君） それでは、通告1番、第3番議員、池谷銀重君の発言を許します。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 3番、池谷銀重君。

〔3番 池谷銀重君 登壇〕

○3番（池谷銀重君） それでは、早速ですが、一般質問に入らせていただきます。

質問事項1、都留道志線の防災トンネルの建設について。

本年6月の県議会の定例会において、長崎知事が、国道413号と県道都留道志線は災害時に国道20号線の代替ルートになることから、3年程度でトンネル工事に着手できるように努めると答弁しました。知事が公言したことで、村民の期待を裏切ることはないと思いますが、懸念されることもありますので、村長に質問をさせていただきます。

①当時の秋山村において、リニアのトンネル工事で1つの部落の飲料水が濁水してしまいました。JRの補償で飲料水は確保したが、補償は30年間だけです。都留道志線のトンネル工事の際に板橋地区から善の木地区の飲料水が地下水脈などの変動により濁水になる可能性もあります。県には徹底した調査を行っていただきたいと思いますが、そういう事態に発生したときの対応や補償について、村長のお考えをお聞かせください。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） この席から、ただいまの質問に対しまして答弁させていただきます。

答弁の前に、知事さんが国道413号と県道都留道志線の災害時に国道20号の代替ルートとなるということが、3年程度でトンネル工事を着手できるように努めると答弁したと今おっしゃいましたが、これは、私から附則ですけれども、その前に、言っていないかどうか分からないですけれども、どうして知事さんがそれを言うようになったか。私が道志村代表、今、道志村をあずかっているわけですから、どうしても必要なことだと訴え続けてきたから、そういう結果が出てきたということを理解してもらいたいと思います。

先ほどの答弁ですけれども、この件につきましては、村としても、山梨県に調査をしっかりと実施していただくようお願いしようと思います。万が一、濁水などの事態が発生したときの対応や補償につきましては、しっかりと山梨県と協議をしていきたいと考えております。

以上でございます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 池谷銀重君。

○3番（池谷銀重君） ありがとうございます。

確かに村長の努力は認めています。最悪の事態を想定したわけですが、村長の答弁を聞いて、ちょっと安心しました。ありがとうございます。

では、2番目の質問に入らせていただきます。

村長の村政報告に、現在の都留道志線は、新トンネル完成後も従来どおりに活用し、整備も雨量規制解除の工事も継続するとありましたが、県によると、村道格下げは免れないと言っていました。村費を使って継続するということですか、お聞かせください。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） お答えいたします。

新たなトンネル完成後、現在の都留道志線につきましては、道志村側は、村道として村が管理することを想定しております。雨量規制解除の工事や危険箇所などの改修を山梨県に実施するよう協議もしております。本工事完了後の管理移管と考えております。

なお、村道になってもお金がかからないように、その前にできることはさせていただくと、こういう考えで今しています。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 池谷銀重君。

○3番（池谷銀重君） 村道になってしまうと、村費ということで大変な費用がかかると思うんですが、県の人に言わせると、新しいトンネルを掘ることは費用対効果がある。なぜかという、村道になった道路には、県としてはお金をかけませんと言っていました。その辺をちょっと心配しているんですけども、ここで、村長に再質問をさせていただきます。

現在の都留道志線を従来どおり活用することは、都留市との協議の結果でしょうか。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） まだそのところまで、都留との協議はまだしておりません。時期が来れば、そういうときも来るとお思いますので、そのときはしっかりやらさせていただきます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 池谷銀重君。

○3番（池谷銀重君） では、村長の出した書類は、村長が作ったとは思えないんですけども、ちょっと進み過ぎちゃっていますよね。都留の意向が全く示されていないので、村民は非常に不安になっているわけです。だから、都留との話合いの結果を載つけていただきたい。再々質問です。

都留道志線の新トンネル工事も現在の道路の将来の取扱いも、都留市との協議の結果を村民に正直に報告してほしいんですが、これから都留市との協議は誰がするんでしょうか。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） 質問の内容がまだずっと先のことを言っているようで、都留は都留の考えもあるし、道志村は道志村の考えもあるし、ただ、それは、そういうのは県で作るわけですから、いろんな不足が必ず出てくるわけですから、それはしっかり県のほうで調整していただくと、こういうふうに思っております。

また、私も都留の人とは、いろんな話の中で進める方向をいつも話し合っていきます。誰もがみんな、道志村は、村民のためになることを、また都留の市民は、都留市の活性化、都留の市民のためになることを、その辺のところは一致しておりますので、今質問されたことも、そんなに難しくなく解決できると、私はそういうふうに思います。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 池谷銀重君。

○3番（池谷銀重君） 都留のほうの人たちの話を聞くと、ほとんど興味がないですね。それで、道志村だけでこんなこと決めていること自体がおかしくて、都留には都留、道志には道志の考えがあると言ったんですけれども、道路は都留道志線です。道志でどんなに通りたいくても、都留にはトンネル必要じゃありません。て言ったらそこで終わりなんですね。だから、協議を並行して進めていく、これが一番トンネルを掘るのに近道だと私は思っていますけれども、ぜひそんな形で、都留との話合いも進めて、並行して行ってほしいという願いを込めて、村長への質問は終わらせていただきます。

次に、質問事項2、サテライトオフィス整備事業について。

本年3月に当初予算7,295万円が計上されました。利用者の関係人口の増加、村内活性化、入居企業増加、移住者の増加を目標に掲げていますが、ハードルは高い。箱物行政だと村民には批判され、サテライトオフィス事業も村民には理解されていません。村民に愛され、クオリティーの高い施設になることを期待します。費用対効果、計画の進捗状況についてお聞きします。

①デジタル田園都市国家構想交付金は予定どおり交付されたのか、交付金の金額をお聞かせください。また、交付金の申請タイプは、高水準タイプか標準タイプのどちらでしょうか。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） ふるさと振興課長、金子尚章君。

○ふるさと振興課長（金子尚章君） それでは、デジタル田園都市国家構想交付金について回答させていただきます。

本村が申請したデジタル田園都市国家構想交付金デジタル実装タイプ地方創生テレワーク型は、補助率2分の1の標準タイプと補助率4分の3の高水準タイプがあります。申請後、国の審査があり、マイナンバーカードの普及率による加点なども加味しながら、5段階評価のうちA評価以上の自治体が高水準タイプに採択されます。

本村は、令和5年4月1日に高水準タイプが採択され、4,442万4,000円が交付決定されました。また、部材の価格高騰を受け、変更申請を行い、令和5年6月30日に254万7,000円追加された合計4,697万1,000円が交付決定されております。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 池谷銀重君。

○3番（池谷銀重君） 再質問する必要というのはなかったんですけども、今、4,697万円出たと言ったんですけども、交付金は当初予算では2,961万円になっていますけれども、残った金額って何に入れるんですか。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） ふるさと振興課長、金子尚章君。

○ふるさと振興課長（金子尚章君） 残った金額というのは、一般会計のところですかね。一般会計は削減させていただいて、増えた分を本事業に充当させていただきます。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 池谷銀重君。

○3番（池谷銀重君） 分かりました。一般財源のほうへ入れるということですね。はい、分かりました。

高水準タイプとなると、企業を3年間で3社ということで、過去4年で1社やっただった。誰も高いんじゃないかと、ハードルが高いんじゃないかを感じるんですけども、頑張っていたきたいと、そんなふうに思います。

では、2番目に、企業に対してプレゼン、説明会等は、どんな方法でどれくらい実施したか。計画に賛同してもらえる企業は現段階であるのか。また、今後の予定もお聞かせください。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） ふるさと振興課長、金子尚章君。

○ふるさと振興課長（金子尚章君） 企業に対してのプレゼンにつきましては、サテライトオフィス計画時に横浜市政策局を通じて、横浜市商工会議所役員会や神奈川県経済同友会にご紹介させていただいております。また、今年度につきましても、令和5年10月21日に、横浜市の手企業が参加する横浜市ロータリークラブが企業の森の間伐作業に来村した際に参加させていただき、ご紹介をさせていただきました。

また、地域活性化企業人を活用し、11月初旬にサテライトオフィスホームページをリニューアルしました。企業がよりサテライトオフィスを利用しやすい体制を構築し、実証実験やテストマーケティング等、村でチャレンジする際に相談できるフォームを作成いたしました。現状は2社からの予定があり、対応をさせていただいております。

以上です。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 池谷銀重君。

○3番（池谷銀重君） いろいろやっているようなんですけれども、先ほど相談できるようなという、やはりふるさと振興課の中にいろんなことを相談できる窓口が必要かなと私は思っています。最近、土地を借りたいとか、そういう人結構来ているんですね。役場はどこへ行けばいいんだと言われているんですけれども、やはりこういうことも必要だし、例えば農地を利用したいというような企業も来ています。でも、道志の中で税金かかっちゃうと言って、駄目なんで、その辺全体的に変えていくようなことを考えていかなければ、ちょっと駄目じゃないかなと、そういうふうにいるわけですね。道志村の将来のために頑張ってください。

3番目の質問に入ります。

2026年度のK P I、これは重要業績評価ですが、これはクリアできるか。また、クリアできなかった場合の説明をお願いします。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） ふるさと振興課長、金子尚章君。

○ふるさと振興課長（金子尚章君） それでは、K P Iについてご回答いたします。

本交付金申請時に提出した地方創生テレワーク事業計画において、2026年度末のK P Iを5項目定めております。先ほどの回答のとおり道志村ならではの色を出す施策を展開するため、K P Iの目標達成はできると考えております。また、目標を達成するため鋭意推進してまいります。万が一目標が達成できなかった場合は、日々の対策等を分析し、目標を再設定し、目標達成できるよう努めます。

なお、目標未達成の場合でも、国庫補助金の返還は不要と認識しております。

以上です。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 池谷銀重君。

○3番（池谷銀重君） 補助金返さないということで安心しました。

これは、道志の村民も行政評価していかなくちゃ、先へ進まないかなと思っています。

では、4番目に入ります。

宿泊施設に1,200万、サテライトオフィス改修に5,300万円の予算をかけますが、施設の年

間の維持管理費、また、収入試算はどれくらいの予想でしょうか。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） ふるさと振興課長、金子尚章君。

○ふるさと振興課長（金子尚章君） 年間の維持管理費用等についてご回答いたします。

令和6年度のサテライトオフィス年間の維持管理費は、管理人費用、光熱水費、通信費、警備費用、各使用料含めて199万6,000円を見込んでおります。歳入といたしましては、オフィス利用料、コワーキング利用料49万8,000円見込んでおります。

以上です。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 池谷銀重君。

○3番（池谷銀重君） これは今年はやつですよ。これから先、宿泊施設等々を造った場合は、相当増えると思うんですけども、採算取れるように頑張ってください、今は何もいえませんので。

ちょっとここで再質問しますけれども、改修するのに、設計料を入れると5,660万円ですね。利用率向上のための改修だと思うんですけども、修繕前と修繕後と、どこがどう違うのか、簡単をお願いします。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） ふるさと振興課長、金子尚章君。

○ふるさと振興課長（金子尚章君） 改修内容のご説明のほうをいたします。

冷暖房の完備、個別ブースの設定、シャワー室の整備、一部外壁の修繕、トレーラーハウスの整備等となっております。

以上です。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 池谷銀重君。

○3番（池谷銀重君） ぜひそれを修理して、完璧にできることを期待するんですけども、今の行政で期待できるのは、課長以下職員の皆さんだけなんで、大変だと思いますけれども、頑張ってくださいと思います。

質問事項3に移らせていただきます。

選挙時の投票者の確認について。

選挙の際、居住実態のない人には投票場の入場券は届かない。入場券のない人については、

県の選挙管理委員会は、免許証や保険証の確認をするように指導していると言っていたが、道志村では、名前と住所を口頭で確認するのみと答えた。県の指導をなぜ実行しないのか。実行していれば、村長選での詐欺投票は防げ、犯罪者を出さずに済んだ可能性もあります。今後の対応をお聞かせください。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 選挙管理委員会書記長、菅谷克士君。

○選挙管理委員会書記長（菅谷克士君） それでは、お答えいたします。

議員のご指摘のとおり、県選管からは、免許証等の身分の証明できるものを本人確認に用いるよう、選挙時の説明会では周知されております。そのことも踏まえまして、選挙時に村で選挙ごとに実施しております選挙事務従事者説明会の資料においては、入場券を持たないで投票に来た場合の注意事項としまして、免許証等の本人確認書類の提示を求めることとしております。

ただし、身分証明書がない場合でも、住所・氏名・生年月日を口述していただきまして、選挙人名簿の確認をした上で予備の投票所入場券を作成して、投票を可能としております。このことについては、一般社団法人地方財務協会が発行しております投・開票事務ノートでも、入場券を持参しない者が投票に来たときはという項目の中で住所等の口述による投票方法が示されておまして、多くの選挙管理委員会でもこのような運用されていると認識しております。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 池谷銀重君。

○3番（池谷銀重君） 今後そういう形で進めていってほしいと思います。

もし国や県で奨励していないようなことならば、村発でもいいんで、先駆者になって、村民や村を守るといことも必要じゃないかと思ます。

今後の行政について、職員の皆さんのご活躍を祈念して、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（出羽和平君） 通告1番、池谷銀重君の一般質問を終わります。

◇ 佐藤光栄君

○議長（出羽和平君） 次に、通告2番、第1番議員、佐藤光栄君の発言を許します。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 1番、佐藤光栄君。

[1番 佐藤光栄君 登壇]

○1番（佐藤光栄君） それでは、質問に入らせていただきます。

まず、役場新庁舎の建設工事について伺います。

1つ目の質問ですが、道志村役場庁舎建設工事の工期は令和6年3月15日ですが、電話工事、備品購入等の附帯設備の工期が令和6年3月20日までとなっています。工期内に完成するのか伺います。

質問は村長に聞いておりますので、よろしくお願いします。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） ただいまの質問にお答えいたします。

発注済みの附帯設備については、受注者に準備を整えていただき、庁舎建設工事終了後、即納入できるよう手配をいたしております。基本的に、建物部分については12月末に完成しておりますので、電話線の配線作業など建築確認の完了検査に影響のない部分については、検査前に実施する予定であり、現時点では工期内に完成する見込みとなります。

今後は、浄化槽工事などの進捗を見ながら、不測の事態などがありましたら、工期の延長も検討しなければならないと考えております。

以上でございます。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 佐藤光栄君。

○1番（佐藤光栄君） 建物については早急に完成の予定だと村長答えましたが、その附帯設備等が、例えば浄化槽工事が新年からというような予定で、とてもこれ、完成検査が受けられる状態ではないと思いますが、その辺はどのような手法でやるか分かりませんが、スムーズな完成を祈っております。

では、次の質問に入りたいと思います。

新庁舎への引っ越し、新庁舎での業務開始時期はどのような予定になっているか伺います。よろしくお願いします。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） 業務開始時期については、住民基本台帳など基幹業務システムの移設が完了後の令和6年4月を予定しております。パソコンを持っていけば業務ができる体制となりますので、書類などの引っ越しについては、各課で都合をつけて、4月中に実施する予定となっております。

以上でございます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤光栄君。

○1番（佐藤光栄君） ありがとうございます。

業務については、令和6年4月中には始まるというようなことで回答いただきました。新庁舎での業務開始までには様々な対応をしていかなければなりません、計画的に行い、新庁舎での業務開始に支障のないように頑張っていたいただきたいと思います。

では、次の質問に入ります。

道志村役場庁舎建設推進委員会への工事進捗状況の説明は行う予定があるのか、ないのか。ない場合は、その理由を教えてください。お願いします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） お答えします。

道志村役場庁舎建設推進委員会については、12月の建物完成後に見学会及び今後のスケジュールについて説明を行う予定となっております。

以上でございます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤光栄君。

○1番（佐藤光栄君） 建設推進委員会への見学会とか、こういうようなことでよろしいか。

再質問でございますが、実は私も委員ですが、備品購入など附帯設備、外構工事などの説明は受けていません。建設工事が完了する前には、委員会を開いて、進捗状況やこれからの附帯工事等について説明する必要があると思いますが、どうか考えているか、お答えください。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） その辺のところは担当課長がご説明しますので、よろしくお願いま

す。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） ふるさと振興課長、金子尚章君。

○ふるさと振興課長（金子尚章君） 先ほど3番の答弁にもありました、今後スケジュールについて説明というところで説明させていただこうと思っています。

以上です。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 佐藤光栄君。

○1番（佐藤光栄君） やや建設推進委員会を軽んじているのではないかと思われるような状態でございます。ありがとうございます。

では、次の質問でございますが、道志村村民会館、これ仮称ですが、について伺います。

道志村村民会館建設工事の予定を伺いますが、お答えをお願いします。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） 議員さん、すみませんけれども、今の質問はもう一回質問していただけますか。ちょっと違うかなと思っておりますけれども、その内容が。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 佐藤光栄君。

○1番（佐藤光栄君） あれですよ、公民館ですよ、道志村村民会館、これ仮称ですよ、今のところ、その工事の予定です。2期工事ですか、役場の。それについて、工事予定、建設工事の予定を伺います。お願いします。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） お答えいたします。

道志村道志村民会館の建設工事予定について回答させていただきます。

令和6年度で、できるだけ早い時期に既存中央公民館の解体工事を実施いたします。解体工事終了後、裏ののり面保護工事、敷地造成工事の設計施工を令和6年度内に実施して、令和7年度早々に建設工事を発注し、年度内の完成を目指します。

以上でございます。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 佐藤光栄君。

○1番（佐藤光栄君） 再質問ですが、新庁舎建設に当たっては、旧庁舎からの引っ越しから始まって、もう少しで2年となります。附帯工事等が完了して、業務を開始できるまでに2年4か月ほどかかっています。村民会館建設工事も、中央公民館の解体から始まり、造成、建設、附帯工事と新庁舎と同じような工程で進んでいくと思いますが、解体が始まってから2年以上完成まではかかります。

また、二、三年前から建設資材が高騰していますが、建設費の財源確保はどのように考えているのか、伺います。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） その件についても、担当課長のほうから説明させていただきます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） ふるさと振興課長、金子尚章君。

○ふるさと振興課長（金子尚章君） それでは、村民会館の建設の財源についてご回答いたします。

村民会館の財源につきましては、過疎対策事業債のそんなところを考えています。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤光栄君。

○1番（佐藤光栄君） 再々質問ですが、新庁舎建設費と村民会館建設工事費の財源として村債を見込んでいると思うが、人口減少により後世に借金を残すのはどうかと思います。今は設計中ならば、規模や施設の内容等を考慮し、村債の発行を控えることを考えたほうが良いと思いますが、その借金について村長はどう考えるか、伺います。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） 予算の内容のことは、あらかじめ、今回の新しく造る本体のことは、さっき言ったように過疎債を使ってやりますけれども、そのほかの財源は、私よりか、担当課長さんのほうが分かるね。じゃ、担当課長のほうから、その後のことも説明しますので。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 総務課長、菅谷克士君。

○総務課長（菅谷克士君） 実質公債費比率では、将来負担率等の影響を懸念されているのかというふうには思いますけれども、確かに有利な起債ではある、70%の過疎対策事業債というのを充当するような事業に今持つていくことができたというところはあるんですけども、まだ、実質公債費比率等が財政破綻という数字になります17%には全然届かないというところもございますので、ある程度有利な財源を投資しながら、活用しながらというのは、財政計画の中でもございますので、当然将来を見据えた人口減少等も見据えた中での計画になっておりますので、計画的に実施している状況でございます。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤光栄君。

○1番（佐藤光栄君） 考え方はいろいろありますけれども、財政破綻しない程度にお願いしたいと思います。なるべく借金を少なくしていただきたいと思います。

次の質問に入りますが、同じく村民会館の建設工事設計業務委託入札の指名業者選定方法について伺います。お願いします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） お答えいたします。

本件の入札に限らず、指名業者の選定については、管理職で構成する道志村業者選定委員会において協議され、村長宛てに建議することとなっております。本件の指名業者の選定についても、このような方法で行われております。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤光栄君。

○1番（佐藤光栄君） いつも出てくるのは、管理職で決定すれば、それが決まりというようなことでございます。

再質問ですが、令和4年度、令和5年度の建築関係設計業務委託4件の入札は、同じ業者5者を指名しています。予定価格は240万円から2,088万円と大分開きがあるのですが、建設業者と同じようにランクづけをなぜしないのか、お答えをお願いします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） その件も課長のほうでお返事をいたしますので、よろしく願います。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 総務課長、菅谷克士君。

○総務課長（菅谷克士君） 設計の指名について、業者選定委員会のほうで協議を当然毎回しております。要件も当然ございますし、資格を有しておるか、能力・技術力はあるか、また、業務内容に適しているか、新たな施工の責任を果たせるか、維持管理等でその後の対応で迅速に対応できるかというところを我々は視点としております。

議員おっしゃるとおりの建設ですかね、建設のランクづけというのも村内にはございますが、設計に関しては、村内での業者数が少ないもので、目安としております5者の指名というところで、山梨県のランクも参考にしながら、郡内で5者というのは選ばせてもらっております。さらには実績等を考慮した上から4つ、村内で1社という形で選定しておりますので、いずれも同じ業者の指名という形に4年度、5年度もなっている状況です。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤光栄君。

○1番（佐藤光栄君） 今の回答だと、この同じ業者を変えるようには聞こえないし、管理職会議で選定が決まれば、それでいくと。

再々質問でございますが、大手の設計業者なら、自社で本体工事設計、電気工事設計、管工事設計等全ての設計ができるので効率的、また設計作業も進むため、落札率も低くなると思います。また、建設する施設の大きさや施設の使用目的でも、設計委託料は変わってくると思いますが、設計業務委託の設計書はどのように作成されているか伺います。お願いします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 総務課長、菅谷克士君。

○総務課長（菅谷克士君） 設計の積算に関しましては、設計資料から発行します基準に基づいて積算をして、入札という形を取っております。

質問は、すみません、どのような設計かというところを聞いたかったのかなと思いましたが、そのことについてお答えさせていただきました。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤光栄君。

○1番（佐藤光栄君） 設計業務委託は県のほうの機関を利用して、設計書を委託してと、難しいかどうか。

ちょっと時間の関係で、後でまた追求したいと思います。

次の質問に入りたいと思います。

議会解散請求の署名活動を行った人たちからは、議員の妻が経営している設計会社と村が仕事の契約をしているのはおかしい。議員資格審査が行われ、議会での採択の結果、資格ありとなったのも納得できない。その後も、村が入札に指名するのも納得できない。おかしいことばかりやっていると、だから署名するよと署名した多くの人は言っており、話していました。業者選定の決まりを遵守するのは当たり前ですが、村長は、住民の意見を聞き、行政運営に反映することも必要ですが、村長はどう考えるか、お聞かせください。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） お答えします。

必要に応じて、住民の意見を行政運営に反映させていくことは必要と思われま。このとおりだと思います。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤光栄君。

○1番（佐藤光栄君） 再質問ですが、村長は、今年3月、私の一般質問に、法律、条例、規則については、遵守してやっておりますと答弁しているので、地方自治法の議員の兼業禁止も理解していると思いますが、決まりを遵守しているのであれば、議員の妻が個人事業主の業者を入札には指名しないと思いますが、村長はどう考えるか伺います、お答えください。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） 村長も役場も、何をやるにも全て条例や法律をしっかりと見極めて、法に反していないかということも確認して、担当の方々がそういう仕事を進めておりますので、別に問題はないと思っております。

以上です。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 佐藤光栄君。

○1番（佐藤光栄君） 再々質問ですが、法律上で規則等を守らないと、村民は、役場のやっていることに対して信用しなくなります。議員は是々非々で議会の役割と責任を果たすことが責務だと思います。村長は、二元代表制で選ばれた首長と議会議員をどう考えているか、お聞かせください。お願いします。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） 議会議員をどう考えているかという質問ですけれども、基本的には、三権分立の中で現行法をしっかりとやっております。何と申すか、それを守っているかというのと、しっかりと守っていると。議員の仕事、役割はそういうことじゃないかなと思っております。

以上です。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 佐藤光栄君。

○1番（佐藤光栄君） 二元代表制は、首長・議会が共に住民の代表です。共に住民を代表する首長と議会が相互の抑制と均衡によって、緊張関係を保ちながら、議会が首長と対等の機関として、地方自治体の運営の基本的な方針を決定し、その執行を監視し、また積極的な政策提案を通して、政策形成を行うことが二元代表制の在り方だと思います。その辺を考慮しながら、また村政をお願いしたいと思っております。

以上で私の質問は終了いたします。ありがとうございました。

○議長（出羽和平君） 通告2番、佐藤光栄君の一般質問を終わります。

◇ 佐 藤 徹 君

○議長（出羽和平君） 次に、通告3番、第4番議員、佐藤徹君の発言を許します。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 4番、佐藤徹君。

[4番 佐藤 徹君 登壇]

○4番（佐藤 徹君） それでは、一般質問に入らせていただきます。

長又地区残土捨場について。

11月臨時議会において、長又残土処理場の土地明渡等事件和解勧告で2,500万円の解決金が示されたと説明がありました。損害賠償責任の有無について、原告から2つ請求がありました。

質問1、1つ目の請求は、本件土地を不法に占拠した不法行為を理由とする損害賠償請求です。この請求に対して、裁判所では、被告（道志村長）は、本件使用貸借契約で定められた使用貸借期間が完了してから1年間は、安全対策工事に必要な期間として、被告が占有権原を有していたなどと主張しているが、通常、借主の目的物使用権原は、使用貸借期間の満了によって失われるところ、本件使用貸借契約は、これと異なり、合意を定めたものと解することはできず、被告の上記主張は採用できない。被告には、本件使用貸借契約で定められた使用期間が満了してから現在に至るまでの本件土地の占有につき、不法行為に基づく損害賠償の責任があると理由づけされています。

土地使用貸借契約書、土地返還第7条、契約期間の満了及び契約が解除された場合、乙は、安全対策（暗渠管敷設、排水施設の整備、高圧線付近への進入防止フェンス設置ほか計画平面図のとおり）の整備）を施し、甲に返還しなければならないと定めてあったが、通常、契約条項として認められない条項を入れたのは、どのような理由があったのか。また、原告である契約相手側には、この条項をどのように説明したのか、その説明で原告が納得したか、村長に伺います。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） 質問にお答えしますけれども、なかなか請求の内容が分かってあれですけれども、最後に安全対策につきましての、多分、ことかと思しますので、安全対策につきましては、残土処理場の下段に住宅などがあるため、安全性を考え、暗渠管の敷設や排水施設の整備の実施、また、高圧線付近への進入防止フェンス設置につきましては、相手方の要望を取り入れ、契約書により説明し、納得した上で契約をいたしました。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤徹君。

○4番（佐藤 徹君） 質問はちょっと違っていて、裁判所で土地の賃貸契約書があるんですけれども、その契約期間が示されていますけれども、この契約書には、契約期間が終了してから安全対策をすると契約書に書いてありますが、それは裁判所では認められず、契約

期間内に安全対策も終わらせろということでしたので、なぜそのような契約書を作ったのか、お聞きしたかったんです。

○村長（長田富也君） これ、再質問ですね。

○4番（佐藤 徹君） いや、最初の質問の答えが、再質問でもいいんですけども、内容が違っていたんで、回答が。

○村長（長田富也君） じゃ、担当課長のほうで説明しますので、よろしくお願いします。議長、お願いします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） 今の案件は担当課長のほうで説明しますので、よろしくお願いします。お願いします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 産業振興課長、山口俊一君。

○産業振興課長（山口俊一君） それでは、今の件についてお答えさせていただきます。

契約を交わしたのが平成27年2月に契約を交わしたわけでございますけれども、村としましては、あくまでも当初、契約期間満了まで残土処分を行った上で、その後、契約書の内容にもありますように、安全対策を行った上で相手方へ返還するというような予定でございました。

ですので、契約期間が平成32年3月31日までですので、そこまで残土処理、それ以降に安全対策工事をした形で相手方に返すというような内容で当初契約したということでございます。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤徹君。

○4番（佐藤 徹君） それで、もう一つあるんですけども、その説明で、その契約で納得したのか、相手方が、そこはどうだったんですか。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 産業振興課長、山口俊一君。

○産業振興課長（山口俊一君） 当初計画した担当職員から報告を受けておりますけれども、過去に整理したほかの残土処理場につきましては、残土処理の計画になります処理量に達し

ていた安全対策を行った上で地権者に返していたという前例がございます。

今回この長又残土処理場に関しましては、契約交渉時に相手方に対しまして、長又残土処理場でも処理できる処理量につきまして、約7万立米でかなり量が多い処理量ではあるんですが、その頃村が処理する年間の処理量というのは年間で約5,000立米ということで、相手方から、この契約、5年間という契約期間でございますけれども、示されたときに、5年でここを満帆にすることは非常に難しいという旨も伝えてある。延長を踏まえた中で土地は契約を交わさせていただいたということで、そのときに、先ほども言いました安全対策の面が遅れた中での説明をして、納得していただいたということです。

以上です。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 佐藤徹君。

○4番（佐藤 徹君） じゃ、相手方も納得していたけれども、裁判所のほうでは認めなかったということですね。

それでは、再質問にいきます。

平成27年2月4日に締結した土地使用貸借契約において、契約相手、池谷氏から、令和元年10月4日に土地明渡等請求事件として村長が告発されました。村長が確認し、決裁した契約書が契約相手方とずれがあったのは、先日配布された和解勧告で分かりますが、4年間に及ぶ裁判の間、この事件をどのように解決する予定だったのかと、村としてこのような事件を起こしてしまったことについてどう考えるのか、村長に伺います。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） お答えしますけれども、なかなか質問がややこしくて、再質問ですから、内容びしっと言えないんですけれども、できる限りは、担当課長ほうがそのことについても、しっかりした返事ができるだろうとは思っていますので、そちらのほうお願いします。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 産業振興課長、山口俊一君。

○産業振興課長（山口俊一君） 先日の臨時議会の際にもご説明させていただきましたけれども、令和元年10月に訴訟が始まりまして、それから約4年ちょっとの長きにわたっての訴訟が続いております。

この間約30回ほど裁判が行われまして、やはり争点になっていたのが安全対策工事の施工

内容のところ、それから、今回の損害賠償等々の、損害賠償請求のところですね、この2点が争点になりました。やはり村側、それから相手方、それぞれ契約書のところには、安全対策、暗渠管の敷設、排水施設の整備というふうな文言で書いてありますけれども、その中身について、距離ですとか、施工日時等々、やっぱりかみ合わないところが多々ございまして、やはりそういうものを一つ一つ裁判を通しまして解決していくということで、この長きにわたっての訴訟となっております。

村としましても、やはりなるべく早く、この問題については解決したいというふうなことも、恐らく相手方の方も早めに解決したいというふうにも、そう思っていたと思いますけれども、やはり双方の言い分の食い違いというものもありましたので、ここまで長い裁判、改めてここで裁判所のほうから和解案が示されたということでございます。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 佐藤徹君。

○4番（佐藤 徹君） 結局裁判が長期化したため、この和解勧告で解決金として2,500万請求されたのも、結局裁判が長期に及んだため金額が増したということになります。次回からこのようなことないように、ぜひお願いしたいと思います。

次の質問に入ります。

2つ目の請求は、本件使用貸借契約で定められた安全対策工事を実施しなかった債務不履行に基づく損害賠償請求です。土地使用貸借契約に添付されている図面には、ゲートフェンスの設置が契約内容に入っているのに、なぜゲートフェンスの設置を行わなかったのか、教えてください。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） お答えします。

当該地は、工事車両以外の一般車両の進入がなかったため、ゲートフェンスを設置する必要がないじゃないかと、こういうふうに判断しました。

以上です。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 佐藤徹君。

○4番（佐藤 徹君） そういう勝手な判断が結局裁判でも、裁判所のほうから和解勧告で2,500万の請求に至ったと思います。

再質問に入らせていただきます。

契約内容を履行しなければ、債務不履行になるのは当たり前のことですが、契約内容を村の考えで変えるのは契約違反になることが分からないのでしょうか。公共用地として借地しているところがありますが、債務不履行になるような行為をしていませんか。契約内容と違う使用をしているところがあれば、教えてください。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） 担当課のほうのほうでそういう関係は説明しますので、よろしく願いします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 総務課長、菅谷克士君。

○総務課長（菅谷克士君） 今現在契約している、貸借しています公共用地等で、そのような事例があるという認識は今のところないです。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤徹君。

○4番（佐藤 徹君） 今回のような裁判があると、村に土地を貸している人たちも、契約内容等について確認すると思います。契約者からは、問題が提起されないうちに契約内容の確認を行い、契約内容に問題があれば、契約者にしっかりと説明し、契約内容の変更や契約内容に沿った使用を行うべきだと思います。当初契約から何十年もたっていれば、当初の使用内容と現在の使用状況は違っている場合もあります。契約者からは、借地料の値上げの要望が出てくる可能性もあります。問題が起こらないように、契約内容を確認することを要望します。

この件については以上です。

次の質問に入ります。

契約書で定められた条項が裁判所で認められない契約の執行、契約内容を実行しないため、2,500万円の和解金が示されました。村長はこの責任をどう取るのか、伺います。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） お答えいたします。

この件を教訓にして、組織的なチェック体制をしっかりと行う指導していくことが村長としての責任であると思います。

以上です。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 佐藤徹君。

○4番（佐藤 徹君） 長田村長就任以前は、田代地内の山林に残土処理をしていましたが、この山林所有者は土建業を営み、村の入札指名を受けていたが、長田村長就任後、入札指名から外されたため、公共工事の残土処理の許可がなくなりました。したがって、長又地区に残土処理場を設けたと思いますが、村と契約した工事も問題なく行っていた業者をなぜ入札指名から外したのか、村長にお伺いします。

○議長（出羽和平君） 佐藤議員、今のは再質問ですか。

○4番（佐藤 徹君） はい、再質問です。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） 議員さん、再質問でも、この内容の再質問だから、お答えできるか分からないんですけども、いつ何をやったとか、そういうことを質問されても、今ここで再質問にお答えできません。

以上です。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 佐藤徹君。

○4番（佐藤 徹君） お答えできないということで、本来、公平公正に行われなければならない入札を、業者を泣かせるようなことをしたため、長又地区に残土処理場を設けることになりました。その契約内容をめぐって土地所有者からは告発され、和解勧告で2,500万円の解決金が示され、そのほかにも防災工事、施設撤去費で3,600万円の経費がかかっております。このお金も全て住民サービスに使える一般財源です。この契約書の起案を拝見したところ、当時の担当で現総務課長が起案し、村長も決裁しています。村長が認めたので契約したのです。その責任は大きいと思います。

村長に伺います。村長が和解金2,500万円を自腹で支払うのが筋だと思いますが、いかがでしょうか。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） 議員さんの質問は、何を目的に何を質問しているのか。何だかいろんなことを言っていました、何を答えていいかわからないんですけども、責任とかどうかという話が出ていますけれども、私は全て、役場でする仕事は、村長として、役務としてやっている。勝手にやるわけじゃなくて、皆が総務課の関係したことを、それが正しいかどうか判断して、みんなやっているんですけども、その辺のところの解釈というのは非常に難しいですけれども、責任を何があるかと言われても、何だかピントの外れた質問をしているんじゃないかなと思っています。簡単に言ったら、ピント外れの提案を何度も議員さんがご提案されていますけれども、理由は、どうしてそういうことを言っているか、逆に私が聞きたいと思っています。

正式な質問だから、ちゃんとお答えしなければ、再質問、再質問の中で、そういう中からそういう言葉を使われても、なかなかちゃんとした返事ができない。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤徹君。

○4番（佐藤 徹君） 裁判所のほうから和解解決金として2,500万払うように言われているんですが、先ほどの質問で村長はどう責任を負いますかということでも何も答えなかったのので、ちょっと聞いてみただけですけれども。

それでは、次の質問に入ります。

公共工事の残土捨場について。

新たに公共工事の残土捨場を田代地内に計画しているが、長又地区残土処理場のような契約だと、後々混乱に至ると思います。どのような契約をしたのか、契約していないのなら、どのような契約をするのか、伺います。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） お答えします。

その件につきましては、令和3年に地権者と土地使用貸借契約を締結していますが、今後予定している安全対策工事の内容も踏まえ、契約内容をしっかり精査した上で、地権者さんとの協議をし、再度契約をしていきたいと考えております。

以上でございます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤徹君。

○4番（佐藤 徹君） ありがとうございます。

しっかりした契約書を交わしてほしいと思います。

再質問します。

契約条項の中に通常と違う条項があると、契約終了後、今回のように契約者とトラブルが発生する可能性があります。契約作成時、また契約時には、契約立会人として、弁護士等の立会いの下に契約するのがいいと思いますが、どのように村長は考えますか。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） 契約時は、全て、契約のときは、条例、法律等考えながら、後に迷惑がかからないように、また、お互いに処理をして、この後、お互いとしてもメリットがある。そして、残土処理場の方もメリットがある、それぞれがそういうことを考えながら契約すると思います。

だから、その場合、契約内容を弁護士さんを頼んで来ていただいて、精査してもらおうと、そういうことは今のところ考えていないです。契約した後は、ちゃんと確認を取るように。

ちょっとあれなので、じゃ、担当のほうから、その件については。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 総務課長、菅谷克士君。

○総務課長（菅谷克士君） 議員ご質問が、契約書のときには弁護士の立会いをというお話だったと思いますけれども、立会いはしていないんですけれども、この不採択の経過を受けてという意味もありまして、極力支出の契約については、内容の精査をするために、リーガルチェックで顧問弁護士へのチェックはするようにして、内容を見直すか、目的を見直すわけではなくて、必要な項目等の抜けがないか、また、不要なものは入っていないかというところは、顧問弁護士にチェックをしてもらって、契約書の説明に伺っているという状況でございます。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤徹君。

○4番（佐藤 徹君） 時間もないので簡単にちょっと説明していただきたいと思いますが、

田代地区残土捨場にはどのくらいの量の残土が捨てられるのか。先ほど産業課長が長又は7万立米、だけれども、年間村では5,000立米ぐらいしかないと、残土が。田代地区の契約においても、契約期間内に残土が捨てられるのかどうか、いっぱいになるのかどうかを聞きたいです。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 産業振興課長、山口俊一君。

○産業振興課長（山口俊一君） 田代地区の残土処理場につきましては、これから安全対策工事を計画してございます。今のところ残土の量につきましては、約10万5,000立米を計画してございます。安全対策という意味で谷止工とか、ポリエチレン管の整備、それからU字溝の整備等々を行って、実施をしていきたいというふうに考えています。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤徹君。

○4番（佐藤 徹君） 時間になりますけれども、続けていいですか。

次の質問に入ります。

田代地内残土捨場防災工事計画についてお伺いします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） 担当課長のほうから説明していただきます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 産業振興課長、山口俊一君。

○産業振興課長（山口俊一君） この件につきましてお答えさせていただきます。

令和4年度に安全対策工事を含めた測量設計業務を委託させていただいております。工事につきましては、令和6年度以降にこの安全対策工事を実施する予定でございます。

内容につきましては、先ほど申し上げさせていただきましたように、谷止工、それからポリエチレン管の整備やU字溝の整備といったような内容の安全対策工事でございます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤徹君。

○4番（佐藤 徹君） ありがとうございます。

田代地区内残土処理場においては、裁判になるような問題がないことを願って、質問を以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（出羽和平君） 通告3番、佐藤徹君の一般質問を終わります。

この際、議事の都合により暫時休憩いたします。

また、再開は午後1時30分といたしますので、よろしく申し上げます。

(午前11時42分)

○議長（出羽和平君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後1時30分)

◇ 佐藤 進 君

○議長（出羽和平君） 通告4番、第8番議員、佐藤進君の発言を許します。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 8番、佐藤進君。

[8番 佐藤 進君 登壇]

○8番（佐藤 進君） 質問に先立ち、私は補助金受給者数名とその家族と話をしたところ、申請の審査には結構な手間と時間がかかったが、補助金には大変助かりました。今後も続けていけばいいと思いますという高評価もいただいた一方で、残念な問題も明確になったので、何点か質問させていただきます。

この質問は、平成29年4月1日から施行された施行規則や条例についての質問ですので、書類があると思いますので参考にしてください。

それでは、質問に移ります。

道志村若者定住応援補助金について。

道志村若者定住応援補助金について建設厚生常任委員会において調査したところ、2件の補助金交付について疑義がありました。道志村若者定住応援補助金の申請者が数名いたと思いますが、どのような指導を行ったか教えてください。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） 答弁します。

担当課においては、道志村若者定住応援条例に基づく適切な説明を行っております。

以上です。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 佐藤進君。

○8番（佐藤 進君） 再質問です。

疑義の1件目として、長又地区住宅新築補助金申請者については、住宅を新築し、一、二年で居住実態がありません。申請者の追跡を行い、補助金200万円の返還を行うべきです。村長が、返還に当たって担当者にどのような指示をしますか、お聞かせください。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） 答弁の詳しい状況は、関係課から課長のほうで答弁してもらいます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 産業振興課長、山口俊一君。

○産業振興課長（山口俊一君） 今お住まいの地区の方につきましては、現在その地に住んでおりません。どちらかに住んでいるかという、今、追跡調査をしている最中でございます。引き続き継続していきたいと思っております。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤進君。

○8番（佐藤 進君） 再々質問です。

長又地区住居新築補助金申請者が住所異動をしっかりと行っていれば追跡もできると思いますが、住所地に生活実態がないと追跡も大変な仕事だと思います。補助金200万円は村民のお金ですので、村民の財産を守るのも村長の仕事ですが、返還できないときはどのような処置を考えるかお聞かせください。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 産業振興課長、山口俊一君。

○産業振興課長（山口俊一君） 追跡調査中でありまして、見つかった場合には返還を求めたいというふうに考えておりますので、まだ今のところ、できなかったということは考えてはいない、できる前提で調査のほうを進めさせていただいております。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤進君。

○8番（佐藤 進君） なかなか追跡調査も大変だと思います。また、その前に家も売りに出ているのを見ましたが、その前には何か打つ手もあったと思いますが、今後こういう問題に早めに対処できるようにお願いします。

じゃ、次の質問に入ります。

疑義の2つ目として、長幡地区既存住宅取得補助金は、道志村若者定住応援条例第4条に定めてある定住を希望する若者等で、第3条の「既存住宅等の取得の事業を行い」に則していません。当該住宅は、登記簿謄本によると令和1年11月5日に補助金申請者の母が取得した住宅であり、令和5年10月24日現在も所有者は変わっていません。補助金申請者には既存住宅の取得の実態はなく、既存住宅を400万円で取得したのは補助金申請者の母親であることは補助金申請書に添付してある契約書、登記簿謄本で確認できています。なぜ補助金を交付したのかを教えてください。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） 個人が特定できるような内容については、答弁を控えさせていただきます。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤進君。

○8番（佐藤 進君） じゃ、再質問で、建設厚生常任委員会において、当時の担当者の説明だと、地区既存住宅取得補助金申請は申請時、申請者本人の取得でないのでは対象にならないと産業課では判断したと説明がありました。その後、令和2年8月3日に若者定住応援条例施行規則第2条、その他村長が必要と認める書類として所有者の変更をする旨の念書を提出させているが、村長は何をもって念書が必要な書類として添付させたのかを教えてください。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） その関係は担当課長が分かっておりますので、担当課長のほうに説明させていただきます。お願いします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 産業振興課長、山口俊一君。

○産業振興課長（山口俊一君） まず、念書についてでございますけれども、念書を添付させたわけではございません。申請者のほうから念書が提出された、村のほうでこれを出してくださいということは申し上げてございません。

ただ、規則では本人所有のものでなければならないということが明確に記述されてござい

ませんので、今後このことについてはしっかりと早期に見直し等を図っていく考えです。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤進君。

○8番（佐藤 進君） 担当課長の今のお答えなんですけれども、この平成29年4月1日の道志村若者定住応援条例を見れば、3条に「若者等の定住を応援するため、次に掲げる事業について補助金及び利子補給を実施する。」、住宅に関する補助金の交付、住宅の新築、増築、または改築で、今回の件は既存住宅等の取得で、対象で4条に「この条例の適用を受けることのできる者は」、受けることのできる者ですよ、定住を希望する若者等です、前条第1号の事業を行った人です。若者等で前条の第1号の事業を行った人となっていますが、若者等で今回の申請、念書を出した人は対応になっているんですか、申請者は。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 産業振興課長、山口俊一君。

○産業振興課長（山口俊一君） まず、先ほどの念書の話でございました。あくまでこの念書が提出されたからこの交付決定を行ったというものではございません。ここの条例の第1条のところに目的が書いてございますが、「この条例は、若者等の定住を応援するための措置を講じることにより、次代を担う若者の増加を図り」というように明記されてございます。村としても人口増加対策の一環としてこの制度を設けましたので、この対象の申請の方につきましては、申請してしばらくの間居住の実態も調査をさせていただいた中で、しっかり村のほうに定住しているという確認が取れました。

ただし、先ほどもちょっと申し上げさせていただきましたけれども、この申請をする際の申請書類については登記簿謄本が必須といたしますか、添付書類として必要なものでございますけれども、その登記簿謄本が申請者本人のものでなければならないということがしっかりとこの規則の中に明記されていないというところがありましたので、村のほうとしましても、あくまでもしっかりと村に定住する村民ということで、今回答弁をさせていただいたところでもあります。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤進君。

○8番（佐藤 進君） もう再々質問までいたしましたので、またこれは後ほど質問いたしますけれども、書類はそろえたが、村内の住民でも、ただ居住が仕事の都合だか何だか分から

ないですけれども、違う地域にいて補助金をもらえなかった事実もありますので、そういうところはよく加味していただかないと公平性がないので、よろしくお願いします。

それでは、次の質問に移ります。

念書提出の翌日には補助金交付の決定が出ていますが、提出された念書で補助金交付決定をした理由を教えてください。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） お答えします。

その件は、条例に基づき交付決定いたしました。

以上です。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 佐藤進君。

○8番（佐藤 進君） 条例には念書が一言も書いてありません。若者定住応援補助成金を受けた人の中には、役場担当者の指導で、住宅が若者名義でないと対象にならないと言われ、親名義の住宅を若者に補助金申請前に所有権移転登記をし、その事業を行い、条例規則に従って補助金対象住宅にしましたと言っている補助金申請者もいます。この指導により、登記料、贈与税も発生しています。

この補助金事業は、道志村若者定住応援条例第3条で事業内容、第4条で補助金対象者が定めてあります。長幡地区の既存住宅取得補助金申請者は、既存住宅の取得は母親がした事業であり、条例には合っていません。この条例は、長田村長が平成29年3月17日に制定した条例です。その条例を守れない何でもありの状況をいかがと思いますが、村長の考えをお聞かせください。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） 私がつくったこの条例というのは、いつつくったと今言いましたっけ。

○8番（佐藤 進君） 平成29年3月17日です。

○村長（長田富也君） 3月……

○8番（佐藤 進君） 17日です。それで、4月1日から施行されています。

○村長（長田富也君） 全て条例の関係、法律の関係は、役場の職員のほうで提出して、そしてそれを私が認める、こういう形です。ただ、そのときのことも私は定かじゃないですけれ

ども、そういう形で済んでいるんじゃないかと思います。

だから、どうしてもそのことについて担当の課長が説明できるなら、それをお願いします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 産業振興課長、山口俊一君。

○産業振興課長（山口俊一君） 平成29年3月17日制定のこの条例及び施行規則についてですが、やはり内容を見た中で制度の不備もございますので、今後、そのときの条例施行規則についての内容を精査させていただきまして、見直しを進めていきたいというふうに考えております。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤進君。

○8番（佐藤 進君） 村長は、今年3月の定例議会一般質問で、佐藤光栄議員の村政運営を行う上で、法律、条例、規則を遵守して行っているかとの質問や午前中の答弁でも、法律、条例、規則については遵守してやっておりますと答弁しているが、条例に反した補助金交付を行っていたんです。この答弁とやっていることが違いますが、どう考えますか。また、念書提出をさせて所有者を変えればいいと村長が指示したんですか。それとも職員からの提案ですか。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） 答弁します。

幾度もよく分かりませんが、条例に基づき交付決定はしていると思います。条例がと言いますけれども、私が条例を定めるは定めるんですけれども、提案は全て事務方のほうで提出して、それを決めるという要件だと思うんです。そういう状況だと思います。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤進君。

○8番（佐藤 進君） じゃ、次の質問にいきます。

例えば70歳の親が住宅を購入、または70歳の親が所有住宅を増改築し、子供に譲与した場合、補助金の対象になりますか。村長、どうですか。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） 答弁いたします。

現在の条例では、状況によっては交付の対象となることもあります。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤進君。

○8番（佐藤 進君） 再質問です。

道志村若者定住応援条例、定住応援補助等の第3条で「若者の定住を応援するため、次に掲げる事業について補助及び利子補給を実施する。」、若者の定住の応援ですよ。1で住宅に関する補助金の交付、住宅の新築、増築、または改築、既存住宅等の取得と、条例の対象の第4条で「この条例の適用を受けることができる者は、定住を希望する若者等で前条第1号の事業を行い、かつ、その事業費が50万円以上であること。また、前条第1号の事業を実施後、1年以内のものとし、補助金等を受けることができる回数は1回のみとする。」と定められているが、同条例第3条、4条をどう理解しているかをお聞かせください。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） 条例は、課長がしっかり勉強して対応しておりますので、課長のほうから説明があります。課長、頼みます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 産業振興課長、山口俊一君。

○産業振興課長（山口俊一君） まず、申請ですけれども、申請者につきましては、定住を希望する若者ということで、第2条のところの定義にある内容に合致しております。

先ほども申し上げましたように、この申請者の方につきましては、居住実態のほうはしっかり確認させていただいております。第1条のところにある目的にあります次代を担う若者の増加を図るところに則しているというふうな判断と、先ほども申し上げましたけれども、やはりこの制度の中で分かりづらい表現といいますか、ものがありますので、その部分については、今後、早急に見直しの整理をしていきたいと考えてございます。

○議長（出羽和平君） 傍聴の方にお願います。おしゃべりは控えてください。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤進君。

○8番（佐藤 進君） ちょっとこの条例が分からないというのも納得いかないし、あと、い

ろんな人がこの補助金の申請を今までしてきていると思いますが、念書を出して補助金をもらった人はいるかどうかをお聞きしたいんですけれども、どうですか。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 産業振興課長、山口俊一君。

○産業振興課長（山口俊一君） 念書につきましては1件のみでございますが、先ほども申し上げましたように、念書を出したから支給をさせていただいたというものではございません。以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤進君。

○8番（佐藤 進君） 次の質問に移る前に、いろんな申請者がいて、役場の指示を伺いながら申請書類を整えている段階で断念した人も結構いるんです。だから、そういう人にもある程度もらえるような指導をするのが公平だと思います。これは、まだ書類に不備があるのに与えたということなんです。だから、そういう不正というか、公平さがないように思えるので、公平、公正に補助金受給者には指導したり、なるたけもらえるようにしてもらいたいと思います。

では、次の質問に移ります。

10月26日の建設厚生常任委員会で、当時の担当者及び当時の産業課長から、とある議員が仲介に入っているとの発言があった。また、当時の担当者は、補助金申請者から脅された。俺の後ろには〇〇がついている、役場で話をするとき、ボイスレコーダーを出した。怖かったと同僚議員に電話をしたと聞きましたが、村長はこのことが報告されていますか。村長に伺います。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） 議員さんはどんな話を聞いて、どんなご意見があるか分かりませんが、私のほうはそんな報告は受けておりません。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤進君。

○8番（佐藤 進君） とある議員が仲介に入っていたり、補助金申請者から脅されているのに村長に報告がないのは、組織としておかしいと思います。報告しない職員を村長はどう思

うか教えてください。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） 議員さんがおっしゃっていることが、職員が悪いからというような話をしていますけれども、私はそういう指導をしたことがないし、また、そういう事実はないから報告はないんだと、そういうふうに思っております。

以上です。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 佐藤進君。

○8番（佐藤 進君） 再々質問です。

10月26日の建設厚生常任委員会での指摘事項に対し、村は補助金申請者から威圧感を与える行動があったことは確認できました。この威圧的な行動により村が支給決定をした事実はなく、制度にのっとり補助金の支給決定を行っているとの回答があったが、申請時、申請者本人の取得でないのでは対象にならないと産業課では判断したと当時の担当者、当時の産業課長が説明しているのに、どの制度にのっとりして支給決定を行ったのか、村長に伺います。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） 幾度も言うようではありますが、そういう関係のことは、報告は受けていません。

以上です。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 佐藤進君。

○8番（佐藤 進君） 最後になりましたが、この補助金交付に対して監査請求や告発が起きないように、道志村若者定住応援条例、返還等の第10条で「村長は、偽り、その他不正な手段により補助金等を受けた者、又は交付要件を欠くに至った者に対しては、交付を打ち切り、又は既に交付した補助金等の全部若しくは一部を返還させるものとする。」にのっとり返還請求をしたほうがよいと思いますので、村長が担当者に早急指示していただきたいです。

また、質問に対してははっきりとした回答が得られないことが多々ありましたので、全員協議会のほうでまた伺いたいと思います。

以上です。

○議長（出羽和平君） 通告4番、佐藤進君の一般質問を終わります。

◇ 佐藤喜章君

○議長（出羽和平君） 次に、通告5番、第5番議員、佐藤喜章君の発言を許します。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 5番、佐藤喜章君。

〔5番 佐藤喜章君 登壇〕

○5番（佐藤喜章君） それでは、質問させていただきます。

第1番目です。

村税（固定資産税）の不納欠損についてお伺いをいたします。この質問は、村民の人たちから強く言われ、詳しい説明を求められていますので、質問をいたします。

我が道志村は、自主財源が乏しく、その財源の多くを国からの交付税、県からの補助金等で村が運営されているといっても過言ではありません。そんな中で、本年9月定例会において不納欠損の処理が報告されています。税金は誰もが等しく納めるべきものです。私たちもほかの出費を削ってでも納めています。

それでは、1つ目の質問をさせていただきます。

私の前回の議員の時代だったと記憶していますが、2010年頃の記憶にあります。固定資産税の不納欠損の事例がありました。500万から600万の金額だったと思います。滞納処分も行われず、欠損処理されたと記憶しています。どのような経緯で欠損処理をされたのか伺います。また、再発防止として具体的な対策を取られたのか、詳しい経緯を回答願います。担当課長に伺います。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 総務課長、菅谷克士君。

○総務課長（菅谷克士君） それでは、お答えさせていただきます。

不納欠損処理については、国税徴収法に基づきまして事務処理を行っておりますが、地方税法第18条の地方税の消滅時効によりまして不納欠損としたものでございます。

また、不納欠損をなくすために有効な手段、対策ですけれども、督促や差押え処分だと村のほうでは考えております。年間を通して必要な預金調査や財産調査を行いながら、本年度においても預金の差押えを実施しているところでもございます。

以上です。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 佐藤喜章君。

○5番（佐藤喜章君） その当時、2010年のときですけれども、滞納処分とかが行われなかったように記憶していますが、その件はどのようにお考えですか。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 総務課長、菅谷克士君。

○総務課長（菅谷克士君） 滞納処分というよりは差押え処分でしょうか、よろしいですか。

○5番（佐藤喜章君） はい。

○総務課長（菅谷克士君） 差押え時は、当時の書類も事前通告でご質問されているので目を通してはおりますけれども、当時は、先ほど申したとおり時効による消滅でございますので、既に差押えをできる期間ではなかったためにこの欠損処理をしたものでございます。個別案件はいろいろになろうかと思っておりますけれども、大半が時効の消滅によるものでございます。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 佐藤喜章君。

○5番（佐藤喜章君） 実際に2010年頃にそのような不納欠損の処理をされたということで間違いはないですね。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 総務課長、菅谷克士君。

○総務課長（菅谷克士君） 繰り返しになりますけれども、消滅時効により不納欠損したのもございます。

以上です。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 佐藤喜章君。

○5番（佐藤喜章君） その当時の村長さんの名前と総務課長さんの名前が分かりましたら、教えてください。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 総務課長、菅谷克士君。

○総務課長（菅谷克士君） 2010年のことでよろしいですか。

○5番（佐藤喜章君） はい、結構です。

○総務課長（菅谷克士君） すみません、恐らくという話になると、この会議の場ではと思い

ますので、当時の村長と総務課長でよろしいですか。お調べさせていただいて、協議会の場で返答させていただきたいと思います。

以上です。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 佐藤喜章君。

○5番（佐藤喜章君） じゃ、ぜひ協議会の場で報告していただければ結構です。

次に、2つ目の質問になりますが、不納欠損の処理をする場合は、滞納処分執行停止決議書が必要ですが、それを確認することはできますか。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 総務課長、菅谷克士君。

○総務課長（菅谷克士君） お答えします。

情報公開条例に基づく開示の件になろうかと思えますけれども、滞納者名及び滞納額、滞納整理の状況等の情報につきましては、地方公務員法の第34条第1項の秘密に該当するため、この部分についてはいずれも非公開となります。

以上です。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 佐藤喜章君。

○5番（佐藤喜章君） じゃ、その件については情報の公開はなし、誰が行っても見られないということでもいいですか。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 総務課長、菅谷克士君。

○総務課長（菅谷克士君） 個人情報に係るところについては、全て非公開となります。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 佐藤喜章君。

○5番（佐藤喜章君） 分かりました。

それでは、次の3番目の質問に移らせていただきます。

2010年の前後5か年の不納欠損の金額が分かりましたら教えてください。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 総務課長、菅谷克士君。

○総務課長（菅谷克士君） 2010年からの前後5年ということですので、2005年から2015年ま

での不納欠損の額を集計してまいりました。合計で11か年になるかと思いますが、1,066万5,224円となります。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤喜章君。

○5番（佐藤喜章君） 年ごとの金額は分かりますか。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 総務課長、菅谷克士君。

○総務課長（菅谷克士君） 税のほうでいきますと、2005年から2008年がありませんでした。

2009年で117万1,555円、2010年で826万7,135円、2011年、64万1,100円、2012年、30万4,351円、2013年、13万5,354円、2014年、13万7,423円、2015年、8,306円、以上が固定資産税、軽自動車税、住民税、それぞれの合計の年度ごとの額でございます。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤喜章君。

○5番（佐藤喜章君） ありがとうございます。

ちょっと記録できませんので、協議会でその資料を出していただくことはできますか。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 総務課長、菅谷克士君。

○総務課長（菅谷克士君） 年度ごとの合計額はお出しすることができます。

ちなみに決算処理には年度ごとの不納欠損額が計上されておりますので、一覧のほうをご提出させていただきたいと思っております。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤喜章君。

○5番（佐藤喜章君） 分かりました。ありがとうございます。

この質問は以上で終わります。

次の質問に入ります。

税金の一部でも取っていけば、その税金は有効に取り続けることができると聞いています。もし意図的にこのようなことができれば、そのようなことをする人たちが増えるのではない

かと思うんですけども、村ではどのように考えていますか。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 総務課長、菅谷克士君。

○総務課長（菅谷克士君） 村においては、納期限内での納税を促すことが最大のテーマでございますので、そこが一番大事なことでと認識しております、あくまでもどのように納めるかというよりも、期限内に期別のものを納めてもらうという対策を取っているところでございます。

以上です。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 佐藤喜章君。

○5番（佐藤喜章君） 今年の9月の定例会でも不納欠損の報告がありましたけれども、不納欠損が出ないようにする対策、村ではどのような対策を取っていますか。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 総務課長、菅谷克士君。

○総務課長（菅谷克士君） 1つ目のご質問とちよつかぶるところがあるかと思っておりますけれども、あくまでも先ほど申し上げたとおり納期限内の納付というところを大原則にしておりまして、それでも納付していない方については督促、催告を繰り返しながら、同時に預金調査、財産調査等も並行して実施しております。それでも催告等に応じない場合は、ちゅうちょなく差押え等を実施しているところですので、それら強い対策というのが村としての対応だと思っておりますので、それら強い対策というのが村としての対応だと思っております。

以上です。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 佐藤喜章君。

○5番（佐藤喜章君） ということは、税金の一部でも取り続けていけば、その税金を取り続けることはずっと有効になると考えていいんですか。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 総務課長、菅谷克士君。

○総務課長（菅谷克士君） 確かに期別ごとの一部の納付で期限の消滅の失効というのは当然聞いたこともあるんですけども、本来ですと、納税者がどこの何期に入れるというのは、恐らく納税者が決めなければならないことなので、例えばですけども、お金を使ってそれ

を役場側でいろんなところに充てるというのは不適切な事務処理だと考えております。

以上です。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 佐藤喜章君。

○5番（佐藤喜章君） ちょっと今、理解できませんでしたので、この件については全員協議会でまた質問させていただきます。

それで、質問ではないんですけども、コロナ禍で大変厳しい生活を余儀なくされている人たちから見れば、このような先ほども1年で826万円も不納欠損がされているというようなことを聞きますと、このようなことがないように、本当に再発防止に取り組んでいただきたい、自分もそう思いますので、ぜひそのようなことをしっかりと対応していただければと思います。

質問は以上で終わりますけれども、次の質問に移ります。

個人が公共施設を永続的に駐車場として使用しているのではないかと思われる件についてお伺いをいたします。

これも村民に前から確認してほしいと言われていましたが、馬場地区の旧道志小学校跡地、憩いの家の建物が建っている南側の土地について、貸出しをしていますか。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 総務課長、菅谷克士君。

○総務課長（菅谷克士君） 公の施設等については、道志村公共物管理条例によりまして使用を許可する場合がありますが、当該地区については、公共施設については使用許可の実績は現行ございません。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 佐藤喜章君。

○5番（佐藤喜章君） 貸出しをしていないということによろしいですか。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 総務課長、菅谷克士君。

○総務課長（菅谷克士君） はい、使用許可の実績はないです。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 佐藤喜章君。

○5番（佐藤喜章君） 土地を占有されている場合、20年たつと所有権が移せると、そういう

権利が出るというようなことを聞いています。公共の用地をしっかりと管理していなければ、そういう事例が発生するのではないかと心配をしています。ぜひ一度調べていただいて、そういう事例があるのかどうか、また議会のほうへ報告をしていただきたい、このように思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（出羽和平君） 総務課長、菅谷克士君。

○総務課長（菅谷克士君） 公の施設については、再度、調査というか確認はさせていただきますと思います。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤喜章君。

○5番（佐藤喜章君） 議会のほうへ報告をしていただけるということによろしいですね。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 総務課長、菅谷克士君。

○総務課長（菅谷克士君） はい、ご報告させていただきます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤喜章君。

○5番（佐藤喜章君） 私たちも、あとどのぐらい議員でいられるか、今、このような状況でするので分かりませんので、なるべく早く、ぜひ報告をお願いします。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

県道都留道志線新道坂トンネルの建設の進捗状況についてお伺いをします。

新道坂トンネル建設推進の期成同盟会で、来年3月には県で事業化すると聞きましたが、事実でしょうか。2回の説明会でも、トンネル内の勾配であるとか、坑口の位置を決めた技術的な理由など説明を受けました。都留へのアクセスの選択肢が増えるという説明もあり、現在の道路はそのまま使えるとのこと。どちらかを使うのは村民の自由です。一日も早く着工、完成が待たれます。進捗状況を教えてください。村長、お願いします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） お答えいたします。

その件は、山梨県に確認したところ、来年度の事業化でございます。現在、作業を進めているとのこと。一日でも早く事業が進むよう、村としても県と連携しつつ取り組んでま

いますので、村議会の皆さんにもご協力をお願いしたいと思います。

そんな中で、都留との関係というのは関連ですからお答えしますが、都留とは、前から言っているように、一緒に期成同盟会をつくって、そして進めているのですけれども、期成同盟会の中には、都留から、都留の市長さん、そして議長さん、副議長さん、また県会議員の方がお二人、南都留からもそういう状況で県会議員の方も2人入り、そして議長さん、副議長さん、そういう中で、県のほうからは吉田の道路の所長さん、そして交通の所長さん、こういう状況の中で進めておりますので、都留との連携とかは十分そんなふうにできていて、しっかりとお互いに理解し合って、そして一緒に進めていこうと、こういう状況はできていると思います。

そういう中で、来年度は事業化に向け進めるという話が出ているわけですから、いずれにしても道志村だけじゃなくて、都留も協力していただいてこういう状況になっているわけですから、ご理解をいただきたいと思います。道志村のところを一緒になって議員さん、村民の皆さん、一緒になってこれを進めていきたい、これが今の私の最大の責任かなと思っておりますので、その点、よろしく申し上げます。余計な話をしたかも分かりませんが、よろしく申し上げます。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 佐藤喜章君。

○5番（佐藤喜章君） 今、村長の説明ありましたように、このトンネルができることについては村の不利益になることは一つもありません。利益になることばかりです。私たちが全力で応援をしますので、ぜひ村長さんも県との協力体制の中で、一日でも早い完成を期待しています。よろしく申し上げます。

続きまして、次の質問に移ります。

観光協会の指定管理について伺います。

森のコテージ指定管理を1年の契約で観光協会に委託しましたが、そのとき、観光協会のやるべき仕事が村の考えている方向と違うので、双方の納得のいくよう話し合い、今後の対応を決めるという回答がありました。

観光協会が本来の仕事である情報発信、イベント開催などを行うことにより、村に現金収入が入り、観光業者さんも潤うこととなります。早急な改善を期待しているところではありますが、どのような話し合いを行い、改善があったのか、またその後の進捗状況について教えてください。

また、森のコテージの指定管理者選定の方法について、どのような方法で行い、またその時期をお尋ねします。担当課長さんをお願いします。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） その内容については、できたら総務課長のほうから説明していただいたほうがいいと思いますので、よろしくをお願いします。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 総務課長、菅谷克士君。

○総務課長（菅谷克士君） ご質問にお答えいたします。

まず、観光協会の指定管理、昨年3月の定例会のときの指定管理のところでのやり取りだったかなと思いますので、産業振興課のほうに確認は取らせていただきました。

まず、観光協会については、当時ご説明したりご指摘があったことを踏まえながら、特に横浜市等で行われたイベント等に観光協会として積極的に参加していただきまして、観光のPRを強化する方針を強めていただいたというところ、話合いの結果、そういうような事業というか、参加等をするようになりまして、それによりまして道志への観光客、来訪客等を増やすような事業に努めているところでございます。

また、からの質問の中ですけれども、コテージの指定管理につきましては、現在、選定方法について協議しているところでございますが、森のコテージだけではなくて、令和5年度に期限を迎えますほかの指定管理の施設がございますので、現在、選定部会という形を取りまして、総務課が今、今年度から総務課が指定管理の業務を担うことに変更になったんですけれども、総務課の中において担当部局等を交えた選定部会を開催して協議を重ねております。今後、選定部会の決定を受けながら、選定方法について掲げていって、指定管理の時期等も今後固まってくるところでございます。

以上です。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 佐藤喜章君。

○5番（佐藤喜章君） それでは、観光協会の話合いの中で、観光協会が本来すべき仕事、今の横浜のほうへ行ってPRをするだとか、こういうことは多く進んでいる、村の思いどおりに進んでいるというふうに考えていいですか。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 産業振興課長、山口俊一君。

○産業振興課長（山口俊一君） 昨年まではコロナ禍ということもございまして、横浜等、村外のイベントが縮小、中止等が続いていたみたいですが、今年度は通常開催にイベントとか戻りましたので、そういった段取りを観光協会の方にも積極的にご参加していただいています。そこで道志村をしっかりとPRさせていただいて、そのお客様が再び道志村に訪れていただけるような、そういうPRもさせていただいております。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤喜章君。

○5番（佐藤喜章君） それでは、1年前に話をして、村の考えと違う観光協会であると言われたのは改善しているということですか。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 産業振興課長、山口俊一君。

○産業振興課長（山口俊一君） 以前と比べて、村の観光を担っておるのは産業振興課ですが、村と一緒に観光協会も観光を盛り上げていくように一緒に取り組んでいただいていますので、以前よりは村との関わり方はそろっているんじゃないかなというふうに思います。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤喜章君。

○5番（佐藤喜章君） 観光業が発展するということは、即現金収入にもつながることになりますので、村の活性化にもつながることになるかと思っておりますので、ぜひ観光協会が本来の事業をしていただくように、これからも村のほうで指導していただければと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、次の質問に移ります。

農地をそれ以外の目的で使用している事例についてお伺いをいたします。

日本では、食料の自給率が下がり続けています。道志村でも遊休農地が目についていますが、農地以外に使用している農地が見受けられます。農業委員会ではそのような事例を確認していますか。担当課長に伺います。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 産業振興課長、山口俊一君。

○産業振興課長（山口俊一君） 毎年夏場、7月から9月におきまして、農業委員会の委員の皆様、それから農政担当を併せまして、村内全域で荒廃農地調査というものを実施させてい

ただいております。荒れた土地等につきましては、しっかり適切に行うように指導させていただいておりますけれども。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤喜章君。

○5番（佐藤喜章君） その点検の際に、農地以外に使用している農地というのは見つけたかどうか、確認した事例はありますか。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 産業振興課長、山口俊一君。

○産業振興課長（山口俊一君） 農地以外といいますのは、実際耕作していない、要は草ぼうぼうの状態とか、あとは農機具小屋がその農地に設置されているとか、そういったものは確認させていただいております。それ以外のものがもし見つかった場合には、適切に指導をさせていただいております。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤喜章君。

○5番（佐藤喜章君） というのも、これ、随分前なんですけれども、親が生きていたので親の土地のときだったんですけれども、自分が申請をしないで事前にいろんな行為をしてしまうことを農業委員会から言われまして、撤去してくださいとはっきり言われました。そのところを撤去して、元の状態に復してから申請をして、許可を得て最後に至るというようなことがありますので、言われるほうも言うほうもきっとあまり気持ちよくない事例だと思いますので、そういう事例が見つかったらぜひ早めに正しい申請をさせていただいて、農地の転用をして使っていただくように指導していただければと思います。

それで、もう1点になりますけれども、もしそのような事例が確認をされた場合、どのような対応をしているのか、農地法違反には罰則はどのようなものがあるかを教えていただけますか。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 産業振興課長、山口俊一君。

○産業振興課長（山口俊一君） 農地法違反に対する罰則でございますけれども、先ほど議員さんもおっしゃいましたけれども、工事の中止や原状回復等の命令や法に基づく罰則が適用

されることもございます。

以上です。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 佐藤喜章君。

○5番（佐藤喜章君） 毎年夏に確認をされているということでしたけれども、今年の夏とかで、そういう農地以外に使われている土地を確認したことはありますか。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 産業振興課長、山口俊一君。

○産業振興課長（山口俊一君） 村内全域を調査させていただいている中で、やはりゼロ件というのはございません、やはり数件ございましたので、その都度所有者の方には指導させていただいております。

以上です。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 佐藤喜章君。

○5番（佐藤喜章君） 指導した後、農地に復るとか、そういうのまで確認をしていますか。

○議長（出羽和平君） 再々質問超えています。まとめてください。

○5番（佐藤喜章君） もう一度お願いします。

○議長（出羽和平君） 再々質問超えていますよね。

○5番（佐藤喜章君） 分かりました。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 佐藤喜章君。

○5番（佐藤喜章君） 今の件につきましては、また全員協議会で質問をさせていただきますので、よろしく申し上げます。ありがとうございました。

○議長（出羽和平君） 通告5番、佐藤喜章君の一般質問を終わります。

◇ 杉本孝正君

○議長（出羽和平君） 次に、通告6番、第7番議員、杉本孝正君の発言を許します。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 7番、杉本孝正君。

[7番 杉本孝正君 登壇]

○7番（杉本孝正君） それでは、12月定例会において一般質問をさせていただきます。

1問目として、白井平長又地区簡易水道工事についてお伺いします。

8月10日の臨時議会において白井平配水池整備工事の契約が6,435万円で承認され、工事が始まっています。現在、長又地区では、簡易水道の水圧が少なく、大変不便をしています。この工事により改善することと思います。また、馬場田代地区のように、簡易水道、消火栓がキャンプ場、別荘地まで大型ポンプ2台を使用しなければ届かないところまで水を揚げています。その維持管理費に多くの経費がかかっています。長又地区では、住民の住宅に簡易水道の整備が完了していなく、移住者が多く、住宅が点在していて簡易水道、消火栓が整備されていません。多くの住民が簡易水道、消火栓を望んでいますが、整備をする予定はありますか、お答えください。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 産業振興課長、山口俊一君。

○産業振興課長（山口俊一君） それでは、お答えさせていただきます。

現在、白井平配水池整備工事につきまして実施をさせていただいておりますけれども、この白井平水源につきましては湧水を用いておりますので、これ以上の給水区域を拡張した場合、水量不足となってしまいます。

長又地区におきましては、新たな水源を求める場合、新たな水源の確保、それから用地の確保、それから配水池の整備、配管等の工事におきまして、かなりの財政的負担が大きくなることが想定されております。この地域におきまして、既に各自独自の水源が確保されているように見受けられますので、今のところですが、簡易水道等の整備は予定してございません。

それから、先ほど消火栓のご質問が出ましたけれども、現在、山梨県の事業であります農村地域防災減災事業、こちらの事業の中で、長又地区におきましても防火水槽を2か所設置ということで現在事業のほうを進めていただいているというところでございます。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 杉本孝正君。

○7番（杉本孝正君） 長又地区では、自分で水道を引いているようなことをさっき言っていたんですけども、住民の中でも簡易水道が来ていないところがあるようなことをちょっと聞いていますので、簡易水道の整備計画はないのかあるのか、お聞かせください。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 産業振興課長、山口俊一君。

○産業振興課長（山口俊一君） 今のところですが、白井平のこの配水池工事、先ほど金額も出ましたけれども、6,000万円以上と高額な事業費になってございますので、長又地区におきましても、今のところ計画はないんですけれども、今後、必要に応じて計画を立てるところからスタートになろうかなと思います。

以上です。

○7番（杉本孝正君） よろしくお願ひします。

再々質問になります。

現在、別荘地には、本管より自費での給水配管工事をしなければならなく、多くの費用がかかり、大部分の人が断念しているように認識していますが、十数年前は公費での工事が可能だったのかお聞かせください。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 産業振興課長、山口俊一君。

○産業振興課長（山口俊一君） この件につきましては、ちょっとお調べさせていただいて、協議会でご回答ということでよろしいでしょうか。

○7番（杉本孝正君） はい、お願ひします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 杉本孝正君。

○7番（杉本孝正君） 各地域で簡易水道の整備を望んでいる人が多くいます。村の重要施設でも整備がされていなく、住民が多数望んでいますので、早期実現できますよう、よろしくお願ひします。

次の質問に移ります。

人口減少対策は。

県では、人口減少という極めて重大、かつ喫緊の課題に対して人口減少危機突破宣言を行い、人口減少の危機を克服するため、抜本的、集中的な対策をスタートさせました。

道志村においても人口減少対策は喫緊の課題だと思っています。本村では、子ども・子育て支援、若者定住住宅建設等の施策を行っているが、その実績と成果は。また、今後どのような対策を取るのかお聞かせください。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） ふるさと振興課長、金子尚章君。

○ふるさと振興課長（金子尚章君） それでは、人口減少対策について回答させていただきます。

まず、若者定住促進住宅の実績についてですが、谷相に4戸、大渡地区に2戸、計6戸は、大渡地区の1戸を除き、子供8名を含む17名が現在入居しております。その大渡住宅1戸につきましても、子供2名を含む4名の世帯が現在入居申請中でございます。

また、二重の回答ですが、今年度、道志村移住センターを経由した移住者は、5世帯、子供3名を含む9名となっております。

道志村の出生数は、近年1桁で推移し、手をこまねいてはさらなる転出を助長しかねず、村では最大限の危機感を持ち、最優先で効果的な施策を行うべきと考えております。令和6年度から子育て世帯の移住やIターンを積極的に推進するため、全国に類を見ない子育て支援策を行っていきたくと考えており、子育て支援パッケージ事業として当初予算に提案させていただきます。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 杉本孝正君。

○7番（杉本孝正君） 村長の招集の挨拶にありましたが、来年度の当初予算に計上してある子ども・子育て支援、全国に類を見ないと担当課長のほうからも報告がありましたが、教えられる範囲で教えてもらっていいですか。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） ふるさと振興課長、金子尚章君。

○ふるさと振興課長（金子尚章君） それでは、ただいまの再質問についてご回答します。

村では、子育て支援の参考とするため、本年7月から9月の間に子育て世帯を対象とした住民と語る会を3回実施し、そこでの意見を含めて取り出しました。

その中で、一応予定ですけれども、保育所から中学校までの学用品などの保護者負担分の無償化事業、道志小・中学校の人員確保を目的として在学期間に応じた給付金の支給、公園の遊具等、子供の遊び場所の整備、中学校の制服変更に伴う保護者負担軽減のための入学祝い金の拡充、その他道志村で安心して子育てができますよう、生まれてから保育所に入る前のソフト事業も検討しています。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 杉本孝正君。

○7番（杉本孝正君） 今の担当課長の答弁の中にあっただけですけども、保育園、小学校、中学校保護者とのミニ対話集会を行ったようなのですが、どのような意見が出たかというのは、さっき言ったのがそうかな、か、今後どのような対策を取るのか、お聞かせください。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） ふるさと振興課長、金子尚章君。

○ふるさと振興課長（金子尚章君） それでは、まず再々質問のほうのご回答をします。

道志村、今年、振興課のほうで住民と語る会ミニと称しまして保護者世帯、小学校、中学校のPTA世帯、保育所の役員会というもののほうにご提案させていただきまして、その中で計27名の保護者の方のほうに参加していただきまして、その中で意見をいただきました。

やはり子供の年代に応じて意見が出たんですね。中学校の親からは高校へ行ってからのバス、そういった意見が出されました。小学校の親の方は、中学に入学するときに、かなりお金がかかりそうというような意見が出たりとか、保育所からは子供を遊ばせる場所がないといったものの整備をしてほしいというような意見がありましたので、そのような意見をもらいまして、今回の来年度以降の支援策に生かす予定と考えております。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 杉本孝正君。

○7番（杉本孝正君） ありがとうございます。本村の直面する少子高齢化に対し、自立的で持続的な取組を大胆に行う策が必要だと思うので、よろしくお願いします。

次の質問に入ります。

国道413号線の改良工事の進捗は。

長年の懸案であった岩瀬入り口の工事が始まり、野原・月夜野トンネルでは着々と工事が進んでいます。野原側1号トンネルの掘削工事が本年中には始まると聞いていますが、いつから掘削工事を始めるのか、また善之木地区では物置の撤去工事も終了し、県の仕事ですが、確認してもらい、進捗状況を教えてください。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 産業振興課長、山口俊一君。

○産業振興課長（山口俊一君） このご質問につきましては、山梨県に確認をさせていただき

ました。

まず、1号トンネルの掘削工事につきましては、現在、野原側のトンネル坑口へのアプローチ箇所及び大渡側ののり面も含めた坑口部の工事を実施しているとのことでございます。今年度末から掘削の準備を予定しているということでございます。

それから、善之木地区の国道改良工事につきましては、現在、残る箇所の用地交渉を行っており、用地取得し次第の工事着手を目指しているとのことでございます。

以上です。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 杉本孝正君。

○7番（杉本孝正君） ありがとうございます。

改良工事がますます進んで、村長らの努力により、県に早急の完成をお願いします。

次に、通学路の安全対策は。

11月どうし広報に、教育委員会では関係機関と協力し、通学路安全推進協議会を独自に立ち上げ、村の児童生徒が安全に通学できるよう安全確保に取り組んでもらい、ありがとうございます。

昨年11月に通学路危険箇所の調査を行い、今年1月に議会として通学路危険箇所の要望書の提出を行っていますが、進捗状況を教えてください。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 産業振興課長、山口俊一君。

○産業振興課長（山口俊一君） ご要望いただきました内容の進捗状況についてのお答えをさせていただきます。

まず、下善之木通学路改修につきましては、現地調査、現地確認をさせていただきまして、改修方法の検討を現在行っているところでございます。

それから、和出村学校入り口のガードレールの移動、それから田代橋付近の国道脇の立木の伐採、こちらにつきましては、現在、地権者と交渉をさせていただいている最中でございます。

それから、馬場地区のガードレールの移動につきましては、こちらは山梨県のほうにお願いをさせていただいていますが、引き続き協議を続けてまいりたいというふうに考えてございます。

それから、白井平バス停付近の溝蓋設置、それからみなもと体験館前のクイックシートの

設置につきましては、こちらも山梨県へ要望を出させていただいている状況でございます。

それから、もう一つ、大渡地区の大型カーブミラーの設置につきましても、こちらも県のほうに要望をさせていただいているという状況でございます。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 杉本孝正君。

○7番（杉本孝正君） 議会で要望したことが進んでいるようですので、これから児童生徒のさらなる安全確保にますます協力されますようよろしくお願いし、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（出羽和平君） 通告6番、杉本孝正君の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（出羽和平君） 以上で、本日の日程は全て終了します。

本日は、これで散会いたします。

ご苦勞様でした。

(午後2時48分)

令和5年第8回道志村議会定例会

議事日程（第2号）

令和5年12月8日（金曜日）午後2時開議

- 第 1 議案第67号 道志村総合計画条例の一部を改正する条例
- 第 2 議案第68号 道志村特別会計条例の一部を改正する条例
- 第 3 議案第69号 工事請負契約の変更について（白井平配水池整備工事）
- 第 4 議案第70号 訴訟上の和解について
- 第 5 議案第71号 令和5年度道志村一般会計補正予算（第5回）
- 第 6 議案第72号 令和5年度道志村国民健康保険特別会計補正予算（第3回）
- 第 7 議案第73号 令和5年度道志村国民健康保険診療所特別会計補正予算（第4回）
- 第 8 議案第74号 令和5年度道志村簡易水道事業特別会計補正予算（第3回）
- 第 9 議案第75号 令和5年度道志村介護保険特別会計補正予算（第3回）
- 第10 議案第76号 令和5年度道志村浄化槽事業特別会計補正予算（第4回）
- 第11 諮問第 3号 人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件
- 第12 同意第 8号 道志村固定資産評価審査委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第13 発議第 8号 閉会中の継続調査について

出席議員（10名）

- | | | | |
|----|-------|-----|-------|
| 1番 | 佐藤光栄君 | 2番 | 山口章君 |
| 3番 | 池谷銀重君 | 4番 | 佐藤徹君 |
| 5番 | 佐藤喜章君 | 6番 | 白井勝光君 |
| 7番 | 杉本孝正君 | 8番 | 佐藤進君 |
| 9番 | 出羽和平君 | 10番 | 大田博文君 |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	長 田 富 也 君	教 育 長	佐 藤 文 泰 君
総 務 課 長	菅 谷 克 士 君	住 民 健 康 課 長	山 口 か お り 君
産 業 振 興 課 長	山 口 俊 一 君	ふ る さ と 振 興 課 長	金 子 尚 章 君
教 育 課 長	山 口 登 美 君		

職務のため議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長 佐 藤 勇 樹 君

◎開議の宣告

○議長（出羽和平君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。
よって、これより会議を開きます。

(午後2時00分)

◎議事日程の報告

○議長（出羽和平君） 本日の議事は、配付してあります日程表第2号のとおりであります。
本日、教育長につきましては、欠席の通知がありましたので、ご了承願います。

◎議案第67号及び議案第68号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（出羽和平君） 日程第1、議案第67号 道志村総合計画条例の一部を改正する条例及び日程第2、議案第68号 道志村特別会計条例の一部を改正する条例についての2案件を一括議題といたします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） ふるさと振興課長、金子尚章君。

○ふるさと振興課長（金子尚章君） それでは、議案第67号 道志村総合計画条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この条例は総合計画の構成及び位置づけ、並びにその策定方針を明らかにするとともに、総合計画の策定等に関し、必要な事項を定めるものであります。

本改正は、同市志村総合計画審議会の委員について、現在の規定では村長の諮問に応じて任命し、当該諮問に係る審議が終了したとき解任されると定めており、諮問のたびに委員を任命しないといけない状況であるため、計画期間と委員の任命期間を併せ、必要に応じて早急に運用できるよう改正するものです。

改正の内容は、第5条第4項中「当該諮問に係る審議が終了したときは解任されるものとする」を「総合計画の計画期間満了までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員は、前任の残任期間とする。」に改めるものです。

なお、附則において、この条例は公布の日から施行するものと定めております。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 産業振興課長、山口俊一君。

○産業振興課長（山口俊一君） 続きまして、議案第68号 道志村特別会計条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

この条例は、公営企業会計の適用のさらなる推進ロードマップが総務省より発出され、本村を含む人口3万人未満の自治体においても令和元年度から令和5年度を拡大集中取組期間とし、令和5年度予算より特別会計から公営企業会計へ移行するよう要請されたことにより、道志村特別会計条例の一部を改正するものでございます。

条例の改正の内容につきましては、第1条中第3号、道志村簡易水道事業特別会計、簡易水道施設事業及び第7号の道志村浄化槽事業特別会計を削除するものでございます。

なお、附則においてこの条例は令和6年4月1日から施行すると定めております。

以上が道志村特別会計条例の一部を改正する条例の内容でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（出羽和平君） 以上、2案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 質疑なしと認めます。

次に、2案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 討論なしと認めます。

これより議案第67号及び議案第68号について採決いたします。

お諮りします。

議案第67号及び議案第68号について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第67号 道志村総合計画条例の一部を改正する条例、議案第68号 道志村特別会計条例の一部を改正する条例について、以上2案件は原案のとおり決定しました。

◎議案第69号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（出羽和平君） 日程第3、議案第69号 工事請負契約の変更について（白井平配水池整備工事）を議題とします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 産業振興課長、山口俊一君。

○産業振興課長（山口俊一君） それでは議案第69号 工事請負契約の変更についてご説明いたします。

令和5年8月7日、指名競争入札に付した白井平配水池整備工事について、次のとおり請負契約を変更するため、地方自治法第96条第2項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1、契約の目的、白井平配水池整備工事、2、変更前請負額5,435万円、3、変更後請負額6,678万5,400円、4、今回変更による増額243万5,400円、5、契約の相手方、山梨県南都留郡道志村8209番地、株式会社佐藤工業所、代表取締役、佐藤順子。

提案の理由ですが、令和5年第5回道志村議会臨時会の議決を経て締結した白井平配水池整備工事の請負契約の変更契約を締結したので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例第2条に基づき、この案件を提出するものでございます。

以上が、議案第69号 工事請負契約変更についての説明となります。

ご審議のほど、よろしく願います。

○議長（出羽和平君） 本案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 質疑なしと認めます。

次に、本案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 討論なしと認めます。

これより議案第69号について採決いたします。

お諮りします。

本案件について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第69号 工事請負契約の変更について（白井平配水池整備工事）は原案のとおり決定しました。

◎議案第70号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（出羽和平君） 日程第4、議案第70号 訴訟上の和解についてを議題といたします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 産業振興課長、山口俊一君。

○産業振興課長（山口俊一君） それでは、議案第70号 訴訟上の和解についてご説明いたします。

令和元年（ワ）第77号、土地明渡し等請求事件に対し、甲府地方裁判所都留支部から和解勧告があったので、次のとおり訴訟上の和解をするに当たり、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

事件名は、甲府地方裁判所都留支部、令和元年ワ第77号、土地明渡し等請求事件であります。和解の相手方は原告、山梨県南都留郡道志村12381番地、池谷三千子でございます。

和解の内容についてご説明いたします。

1、被告は原告に対し、解決金として2,500万円の支払い義務があることを認める。

2、被告は原告に対し、前項の金員をこの和解が成立した日から1か月以内に原告の口座に振り込む方法により支払う。

なお、振込手数料は被告負担とする。

3、原告は損害の請求を放棄する。

4、原告及び被告は原告と被告の間には本件に関し令和5年2月20日に成立した一部和解における和解条項及びこの和解条項に定めるもののほか、何ら債権債務がないことを相互に確認する。

5、訴訟費用は各自の負担とする。

次に、和解理由について、ご説明いたします。

本事件については、甲府地方裁判所都留支部から和解勧告が出されたこと及びこの和解により原告と被告との間の紛争が早期に解決することを勘案し、和解しようとするものでございます。

以上が、第70号 訴訟上の和解についての説明となります。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（出羽和平君） 本案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 質疑なしと認めます。

次に、本案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 討論なしと認めます。

これより議案第70号について採決いたします。

お諮りします。

本案件について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第70号 訴訟上の和解については原案のとおり決定しました。

◎議案第71号から議案第76号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（出羽和平君） 日程第5、議案第71号 令和5年度道志村一般会計補正予算（第5回）から日程第10、議案第76号 令和5年度道志村浄化槽事業特別会計補正予算（第4回）までの6案件を一括議題といたします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 総務課長、菅谷克士君。

○総務課長（菅谷克士君） 議案第71号 令和5年度道志村一般会計補正予算（第5回）についてご説明いたします。

令和5年度道志村一般会計補正予算（第5回）につきましては、第1条、歳入歳出予算で既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,660万9,000円を追加し、総額24億7,770万3,000円とするものです。

また、第2条、地方債では第2表 地方債補正のとおりの変更となります。

それでは補正の主な内容についてご説明いたします。

まず、歳入につきましては、11款地方交付税が令和5年度普通交付税の確定により195万円の増額、14款国庫支出金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で重点支援地方交付金の低所得世帯支援枠及び推奨事業枠で2,483万3,000円の増額、社会保障・税番号制度システム整備費補助金で420万2,000円の増額等で3,104万4,000円の増額。

15款県支出金は、令和のやまなし教育活動モデル推進事業費補助金で、交付額の確定により64万9,000円増額するなど149万5,000円の増額。

18款繰入金は、財政調整基金繰入金410万9,000円の増額、役場庁舎建設に伴う道志村公共施設整備費等事業基金繰入金で536万1,000円の増額など、937万円の増額。

19款繰越金は、令和4年度決算に伴う繰越金の確定により3,411万3,000円の増額。

21款村債は、臨時財政対策債で減額する一方、村道拡幅工事に伴う過疎対策事業債のほか、過疎対策事業債ソフト事業分の追加で増額するなど、合わせて907万1,000円の増額となり、歳入で8,660万9,000円の増額となっています。

次に、主な歳出につきましてご説明いたします。

2款総務費では、地域おこし協力隊事業費で、応募者がなかったために284万5,000円を減額する一方、庁舎建設に伴う防災行政無線移設業務委託費で536万3,000円の増額、道志村民生活応援臨時特別給付金事業で1,768万3,000円の増額、住民税非課税世帯に対する重点支援事業で、対象1世帯当たり7万円を給付する事業費932万円を増額、村が所有する光回線の修繕費で353万6,000円を増額するなど、合わせて3,448万円の増額。

3款民生費では、役場及び保育所の会計年度任用職員に係る人件費が減額する一方、マイナンバー制度に係るシステム改修費で420万2,000円の増額、介護保険特別会計への繰出金103万円が増額となり、154万6,000円の増額。

4款衛生費では、国民健康保険診療所特別会計への繰出金で357万5,000円の増額、新型コロナウイルスワクチン接種事業費で391万5,000円を増額するなど659万7,000円の増額。

6款農林水産業費では、農業振興費で水稻育苗センターに係る事業費が130万2,000円増額、県営事業であります農村災害対策整備事業費負担金で323万2,000円増額するなど473万4,000円の増額。

7款商工費では、道志の湯機械設備の修繕費や道の駅どうし機械器具の整備費等で324万1,000円の増額。

8款土木費において、長又残土処理場の訴訟に係る和解金2,500万円の増額のほか、通学

路合同点検でご指摘を受けた池之原橋への防護柵修繕費などで2,826万4,000円の増額。

10款教育費では、高等学校就学助成事業費で、追加支給分の増額のほか、小・中学校で電気、ガス料金の価格高騰のため319万1,000円の増額。

12款公債費で、事業費の確定により償還金元金が443万9,000円の増額となり、合計で8,660万9,000円の増額となっております。

以上が、歳入歳出における主な内容となります。

なお、詳細につきましては歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりでございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 住民健康課長、山口かおり君。

○住民健康課長（山口かおり君） 続きまして、議案第72号 令和5年度道志村国民健康保険特別会計補正予算（第3回）についてご説明いたします。

補正につきましては、第1条において、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ110万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,794万7,000円とするものであります。

主な補正内容についてご説明いたします。

歳入につきましては、3款国庫支出金3,000円の増額、6款県支出金110万円を増額するものです。

歳出につきましては、1款総務費110万3,000円を増額するものです。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりです。

ご審議をよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第73号 令和5年度道志村国民健康保険診療所特別会計補正予算（第4回）についてご説明いたします。

補正につきましては、第1条において、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ129万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億1,778万1,000円とするものであります。

主な補正内容についてご説明いたします。

歳入につきましては、1款診療収入121万7,000円の増額、3款繰入金357万5,000円の増額、7款村債350万円を減額するものです。

歳出につきましては、2款医業費129万2,000円を増額するものです。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりです。

ご審議をよろしくお願いいたします。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 産業振興課長、山口俊一君。

○産業振興課長（山口俊一君） 続きまして、議案第74号 令和5年度道志村簡易水道事業特別会計補正予算（第3回）についてご説明をいたします。

補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,093万8,000円とするものです。

補正予算の主な内容についてご説明いたします。

歳入につきましては、3款国庫支出金74万3,000円の減額、5款繰入金6万2,000円の増額、8款村債60万円の増額、合わせて8万1,000円を減額するものです。

歳出につきましては、1款簡易水道事業費の営業費8万1,000円を減額するものでございます。

なお、詳細につきましては歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりです。

第2条、地方債から、簡易水道事業債60万円を増額するものでございます。

詳細については第2表 地方債補正のとおりでございます。

ご審議をよろしくお願いいたします。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 住民健康課長、山口かおり君。

○住民健康課長（山口かおり君） 続きまして、議案第75号 令和5年度道志村介護保険特別会計補正予算（第3回）についてご説明いたします。

補正につきましては、第1条において、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ626万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,435万4,000円とするものであります。

主な補正内容についてご説明いたします。

歳入につきましては、1款保険料128万8,000円の増額、3款国庫支出金173万円の増額、4款支払基金交付金151万2,000円の増額、5款県支出金70万円の増額、6款繰入金103万円を増額するものです。

歳出につきましては、1款総務費66万円の増額、2款保険給付費560万円を増額するものです。

なお、詳細につきましては歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりです。

ご審議をよろしくお願いいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 産業振興課長、山口俊一君。

○産業振興課長（山口俊一君） 続きまして、議案第76号 令和5年度道志村浄化槽事業特別会計補正予算（第4回）についてご説明をいたします。

補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ463万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,974万8,000円とするものでございます。

補正予算の主な内容についてご説明をいたします。

歳入につきましては、1款負担金及び負担金460万円の増額、5款繰入金3万9,000円の増額、合わせて463万9,000円を増額するものでございます。

歳出につきましては、1款浄化槽事業費の営業費110万円の減額、同じく浄化槽事業費の建設費573万9,000円の増額、合わせて463万9,000円を増額するものでございます。

なお、詳細につきましては歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりでございます。

ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（出羽和平君） 以上、6案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 質疑なしと認めます。

次に、6案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 討論なしと認めます。

これより議案第71号から議案第76号までの6案件について採決いたします。

お諮りします。

6案件について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第71号 令和5年度道志村一般会計補正予算（第5回）から議案第76号 令

和5年度道志村浄化槽事業特別会計補正予算（第4回）、以上6案件は原案のとおり決定しました。

◎諮問第3号の上程、説明、採決

○議長（出羽和平君） 日程第11、諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件について議題といたします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 住民健康課長、山口かおり君。

○住民健康課長（山口かおり君） 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件についてご説明いたします。

人権擁護委員は、市町村長が推薦し、市町村議会の意見を求め、法務大臣が委嘱するものであり、任期は3年間となっております。

人権擁護委員には、地域社会において人権相談、人権啓発、人権救済などの各種の人権擁護活動に積極的に従事され、社会貢献の精神に基づいて、熱意を持って積極的かつ活発な人権擁護委員活動が求められています。

国民の基本的な人権が侵犯されることのないように監視し、これが侵犯された場合にはその救済のため、速やかに適切な措置を取るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることをその使命とされています。

道志村の人権擁護委員の定数は、法務大臣により3名と定められており、そのうち1名が令和6年9月30日をもって任期満了となります。

つきましては、次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

住所、山梨県南都留郡道志村8224番地。氏名、杉本源子。生年月日、昭和25年10月28日。

以上の者を推薦したいので意見を求めます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（出羽和平君） 本案件について意見を求めます。

意見はありませんか。

〔「意見なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 意見なしと認めます。

人権擁護委員候補者の推薦について原案のとおり推薦を適当と認めることにご異議ございませんか。

[「異議なし」という声あり]

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件について原案のとおり推薦を適当と認めることに決定しました。

◎同意第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（出羽和平君） 日程第12、同意第8号 道志村固定資産評価審査委員会委員の任命につき同意を求めることについて議題といたします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

[「はい、議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 総務課長、菅谷克士君。

○総務課長（菅谷克士君） 同意第8号 道志村固定資産評価審査委員会委員の任命につき同意を求めることについてご説明いたします。

固定資産評価審査委員会委員に欠員が生じたため、次の者を委員に任命したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

同意を求める者は、住所、山梨県南都留郡道志村2782番地。氏名、出羽英俊。生年月日、昭和32年11月4日。

以上が、道志村固定資産評価審査委員会委員の任命につき同意を求めることについての内容になります。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（出羽和平君） 本案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「質疑なし」という声あり]

○議長（出羽和平君） 質疑なしと認めます。

次に、本案件について討論を行います。

討論はありませんか。

[「討論なし」という声あり]

○議長（出羽和平君） 討論なしと認めます。

これより同意第8号について採決いたします。

お諮りします。

本案件について原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、同意第8号 道志村固定資産評価審査委員会委員の任命につき同意を求めることについては原案のとおり同意することに決定しました。

◎閉会中の継続調査について

○議長（出羽和平君） 日程第13、発議第8号 閉会中の継続調査について議題といたします。

本件は、お手元に配付してありますとおり、議会運営委員長、各常任委員長、議会活性化推進特別委員長から、閉会中の所管事務等の継続調査及び委員会活動を推進するため、研修等実施の申出がありました。

お諮りします。

議会運営委員長、各常任委員長、議会活性化推進特別委員長からの申出のとおり、閉会中の所管事務等の継続調査及び研修等実施に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長、各常任委員長、議会活性化推進特別委員長からの申出のとおり、閉会中の所管事務等の継続調査及び研修等実施に付することに決定いたしました。

以上で議事は全て終了しました。

◎村長挨拶

○議長（出羽和平君） ここで、閉会に当たり、長田村長から挨拶をお願いいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

〔村長 長田富也君 登壇〕

○村長（長田富也君） 令和5年第8回道志村議会定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、12月5日の開会から本日まで、慎重かつ熱心にご審議を

賜り、令和5年度一般会計補正予算（第5回）など12の案件についてご承認、ご同意をいただき、誠にありがとうございました。

また、全員協議会では、村の様々な課題について多岐にわたり熱心にご審議をいただき、大変貴重なご意見を賜ることができ、誠にありがとうございました。これらのご意見は真摯に受け止め、今後の村政に生かしてまいりたいと考えております。

さて、令和5年を振り返ってみますと、まず村の大きな事業として、歴史の沿革にも刻まれることになるであろう役場庁舎建設事業において、庁舎建設が完成する状況まで進めることができました。新庁舎の建設検討から今まで様々な困難もあり、そのたびに関係者の皆様のご助言やご協力をいただきながら、問題を克服する努力を行ってまいりました。特に、役場敷地内における土砂災害警戒区域の解消については、山梨県の指導をいただきながら、のり面工事も無事に終了し、最も有利な財源を充当することができ、村の負債を最小限に抑えることができました。また、庁舎の間取りにおいても、特に若手職員の意見を十分に取り入れ、これからは担う職員や、住民の皆様が安心してご利用いただける庁舎になるものと確信しております。

また、8月に行われた清流の花火大会は4年ぶりとなる通常開催となり、多くの住民の皆様やキャンプなどで来訪されている観光客の皆様でにぎわい、村の活性化と観光振興を図ることができ、大盛況で終わることができました。花火大会の開催に関しては、多くの企業様からご協賛をいただいたことに深く感謝するとともに、これからも村の大きなイベントとして後世に残せるよう、これまで以上に発展させていきたいと考えておりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

さて、私は、交通の利便性向上こそが未来の道志村のための事業だと位置づけ、未来を担う子や孫のためには必要不可欠な事業だと村長就任から一貫して訴え続け、不退転の決意で取り組んでまいりました。特に新道坂トンネルの建設推進では、これまでも都留市のご協力をいただきながら、国や県に要望等を重ねてまいりましたが、村民の皆様の熱意や思いが届き、事業の必要性が認められ、事業化の日程が示されるころまで進めることができました。

しかしながら、完成までにはまだまだ課題があります。村民の皆様のご協力をいただかなければ、計画が見直されてしまう懸念もありますが、決して振出しに戻すわけにはいきません。そのためにも、引き続き私が先頭に立って、国や県に要望を重ね、議員の皆様にもご協力をいただきながら、村民の皆様と一丸となって、一日も早い新道坂トンネルの完成に向けて取り組んでいけるよう引き続き努力する所存であります。

今後も、村民の皆さんが安心・安全で豊かな村づくりの実現を実感でき、そして「住んでみたい村・住んでよかった村」と言っていただけのような地域となるよう、全身全霊で取り組んでまいりますので、議員の皆様におかれましても、変わらぬご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。終わりに、寒気が身にしみる頃となりましたが、議員の皆様におかれましては、健康に留意され、ますますのご活躍をいただきますようご祈念申し上げます。令和5年第8回道志村議会定例会閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

◎閉議の宣告

○議長（出羽和平君） これで本日の日程は全て終了しましたので、本日の会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（出羽和平君） これをもって令和5年第8回道志村議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

(午後2時39分)

上記会議録を証するため下記署名いたします。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員
